

平成13年 第2回沼田町議会定例会 会議録 (1日目)

平成13年 6月21日 (木)

午前10時01分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
11 番	谷 口 清 治	議 員	12 番	吉 田 俊 一	議 員	
13 番	絵 内 勝 己	議 員	14 番	杉 本 邦 雄	議 員	

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監査委員	岩 寺 一 之 君
教育委員会 委 員 長	山 本 秀 雄 君	農業委員会 会 長	小 西 義 光 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	半 田 昭 雄 君
旭寿園園長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠 田 繁 彦 君	次 長	江 田 哲 郎 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 子 幸 保 君	議事係長	浅 野 信 行 君
------	-----------	------	-----------

8. 全日程の付議案件

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
委員会報告第1号	
	付託議案審査の結果について
認定第1号	平成12年度北空知地区視聴覚教育協議会の歳入歳出決算について
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
議案第51号	沼田町養護老人ホーム改築基金条例について
議案第52号	沼田町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例について
議案第53号	沼田町と富山県小矢部市との姉妹都市提携について
議案第54号	平成13年度沼田町一般会計補正予算について
議案第55号	平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第56号	平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第57号	平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第58号	平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第59号	平成13年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第60号	平成13年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第61号	平成13年度沼田町水道事業会計補正予算について
報告第1号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第2号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第3号	沼田町土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第4号	財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について
陳情第1号	義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する陳情について

- 請願第 1 号 新たな農業経営政策の確立の関する要望意見書についての請願について
- 意見案第 4 号 義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する意見書（案）について
- 意見案第 5 号 「新たな農業経営政策の確立」等に関する要望意見書（案）について
- 意見案第 6 号 新たな「森林・林業基本法」の内容充実と早期成立を求める要望意見書（案）について
- 意見案第 7 号 雇用対策の強化を求める意見書（案）について
- 意見案第 8 号 地域医療支援機構の創設に関する意見書（案）について
- 意見案第 9 号 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書（案）について
- 意見案第 10 号 地方交付税の削減反対等に関する意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成13年第2回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番野議員、13番絵内議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。野委員長。

(野委員長 登壇)

○委員長（野委員長）平成13年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る6月14日、午後3時から全委員と正副議長出席のもと開催し、事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、本定例会に提出される案件として諸般報告1件、委員長報告1件、一般質問、町長6人16件、教育長4人で5件の計21件、平成12年度補正予算専決処分が1件、平成13年度補正予算8件、一般議案4件、報告4件、また議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等10件の内7件につきましては採択すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日21日木曜日から22日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日より22日までの2日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から22日までの2日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

(行政報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(西田篤正町長 登壇)

○町長（西田篤正町長）平成13年第2回の定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多用のところ全議員のご出席を賜りました事を心から厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。ただ今より、6月定例会の一般執行報告をさせて戴きます。

(以下、一般行政報告を朗読)

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長。

(篠田繁彦教育長 登壇)

○教育長（篠田繁彦教育長）第2回定例会に当り、教育行政報告を申し上げます。

(以下、平成13年度教育行政執行方針を朗読)

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政執行方針を終わります。ここで、休憩致します。

10時29分 休憩

13時35分 再会

(一般質問)

○議長（吉田好宏議長）日程第5、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。2番、野議員、焼却施設を活用した発電事業について質問してください。

○2番（野 道夫議員）2番、町長に質問いたします。焼却施設を活用した発電事業についてという事でございますが、増える事はあっても、減ることが無いのがゴミであると考えます。全国の自治体が、ゴミ処理で大変悩んでいるのが現在の実態でないかと思われます。自治省の調査によると、一般廃棄物処理施設の焼却余熱を活用したゴミ発電事業は、平成5年から平成13年度までの9年間で107施設で実施され、既存分も含めると223施設になるそうです。政府では、二酸化炭素の排出抑制による地球温暖化防止策の一環として、未利用エネルギーの活用をあげている事もあり、自治省ではゴミの焼却余熱を利用して行うゴミ発電事業の増設設備

を電気事業債の対象として積極的に財政支援もしているという事をお聞きしております。札幌市では13年度、今年からですけれども稼動する清掃工事から出る余剰電力を、隣接する下水処理場に活用する事を計画しているそうです。

試算では年間約1億円の節約になるそうです。広域的な会議、いろんな所に視察等もされているとおもいますが、是非ひとつエネルギーの活用を比較検討して頂きたい。沼田町は、特に雪の冷氣を利用している。また、沼田町はゴミ発電エネルギーの有効活用を図るべきと考えますが、町長、それから役場の職員さん方も、色々このゴミ問題について、色々検討されていると言う事もお聞きしますが、やはり変わった広域的に全て焼却をするんじゃなく、こういったものも、利用するという考え方、将来に向けてこういうような考え方はどうかなというように事で私、質問を申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） ご質問の焼却の余熱の活用でありますけれども、その前に非常に環境問題等もありまして、ゴミ処理といいますか、そういうものについては関心が高い。特に野議員については、ご質問のとおり関心が高いわけでありまして、私どもとしてもやはり、環境に配慮したやさしい取り組みが必要だと言う事は理解をさせて頂いておりますが、今ご提案のように、一般廃棄物を沼田独自で発電ですとか、そういうものに使うとなりますと一定の量がないとなかなか実現が難しいだろうと思うのです。現在進めております、中・北のエコバレー歌志内の焼却施設につきましては、当然出る電力については発電出来る物でありますから、そういうものについては、そういう方向に行くという事で今、説明されておりますので、そちらの方にそういう面での活用させて戴きたいと思っておりますし、地元でそういう可能なものがあれば、積極的にそういうものに取り組んでいく必要があるだろうと思っております。

沼田町の場合は特に雪という事で、お話ありましたけれども、先般もそれぞれの団体の代表者の皆さん方に、ご苦労戴きまして、関係の道内の産業経済省或は、札幌開発建設部、開発局、道庁、空知支庁、それから北海道経済連。そのような所を、沼田を雪のエネルギーの雪氷エネルギーの実験実証基地に、とにかく地域全体を指定してほしいという要請を今行っているところでありますけれども、行政報告で申し上げましたように、北空知管内の理解も頂きましたので、そういうような積極的なアレをしながら、是非沼田に行くと、雪の実験実証、そういうものがすぐ出きる。実際に雪を活用したエネルギーのアレを使っていますよという、そう言われるような地域に是非していきたいというふうに思っておりますので、今後とも自然にやさしい雪ですとか太陽光もそうでありますけれども、そういうような工夫をしながら、21世紀の環境問題の厳しくなる時代ですから、そのような対応を是非小さな町では

ありますけれども、努力をさせて戴きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、2番。次、町税納期の改善について質問して下さい。

○2番（野 道夫議員）2番。町税納期の改善について、町長にお伺いしたいと思います。現在、わが町の町税の納期が、特定の時期に集中しているので、改善の意思があればという事でございますが、特に重税感の強い国民健康保険税については、もっと納期の回数が多ければ、1回の納入金額が少なくなる訳で、支払い額が少なくなれば、支払う事が出来る場合もあると思います。これは、未納者とか何かも、小分け、小さく刻んで出せば、納期を決めてあげれば支払いをしてくれるのかなと、滞納処分にも繋がるのかなという感じなのですが、早期に改善すべきと考えますが、近隣の町村の関係もあると思いますけれども、納期の状況とあわせて町長のお考えをお伺いしたい。

国民健康保険については、今までは4回でしたけれども、2・3年前から8回におそくなっているだろうと思います。8回を、もっと増やして12回にしないよという事は、これはその年のおそらく所得、色々な関係で国民健康保険の税金もある程度変わってくるだろうという事で、4月から12月とか、3月までという格好にはこれむずかしいという感じがしますけれども、できたら、もう少し返す納期の回数を増やしていただければという事のお伺いでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の、特に国民健康保険につきましては、従来からやはり非常に大きな金額だという事で、納付が困難だというお話も前々からお聞きする機会がありましたけれども、特に役場などは退職された方が、保険税の大きいのにびっくりして、こんなに国保って大変なのだなという話を実感しておっしゃるのを聞いてまして、大変だなというふうに思っておりますけれども、今、ご指摘のように従来は4期制でやってまして、平成5年から今の8期制に切替えているのでありますけれども、特に北空知管内では、4期でやっているのが秩父別と北竜、幌加内の3町。6期でやっているのが、妹背牛の1町。8期でやっているのが、深川市と沼田という事で、2箇所。そんなような取扱になっておりますけれども、私どもとしては、この8期をもう少しという事になりますと、中々これまた難しい面もあるかな。出来るだけ重複する月を避けて、納期を定めているわけでありまして、私どもとしてやはり納める意識、意欲のある、意思のある方にたいしては、その経済的な状況によって、窓口で例えば、今月の分を2回に分けてくれととかというご相談くる肩もいらっしゃいますので、そういうのは事務担当の方で無理のない計画で納入戴くように、相談にのっておりますから、そういうような事も対応をさせて頂きながら保険税の納入に努力を、完納に努力させて戴きたい。

現状では今やっている8期が、最大限の今伸ばしている配慮なのかな、そんなふ

うに思っておりますのでご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） 2 番。

○2 番（野 道夫議員）分かりました。平成5年からということは、私ちょっと記憶なかったんですけども、それと8回というのは深川と沼田町という事で、非常に回数が多い、沼田町が多いんだなという感じが致しました。それと、ずっと町の中歩いていきますと、やはり今町長言われたように退職者というのは、2ヶ月に1回年金がくる訳ですから、そうすると1回に7万円から、なんぼかずつ払って行くという事になっていくと、非常に大変だと、サラリーマン時代の時には給料から差し引かれますから割と感しない。ですけども、退職者とか、低所得者はそれなりに低いですから、これはまあ、それでも出来たらもう少し刻んでほしいというような意見もありますけれども、これはまあ近隣の町村ということで、町長からお話がありましたように、こういった事の支払いのしやすいような方法をひとつ、今後お考えを戴ければということで、私の質問を終わらせて戴きます。

○議長（吉田好宏議長） それでは、次に12番。吉田俊一議員。西町公営住宅の見直しについて質問して下さい。

○12番（吉田俊一議員） 12番。ご質問申し上げる前に、先般SLサミットの虚位がなされました。町長は勿論でございますけれども、各課長さん方、職員さんとそれぞれひとつ休みを返上致しまして、ご勤務戴いた事につきまして厚くお礼申し上げます。

横道にそれましたけれども、質問させて戴きたいと思います。非常に抽象的な事でございます、誠にせんえつでございますけれども、西町公営住宅の標題は、見直しというふうになっております。これは、質問している中身で町長なり、また、担当課長なりがお答え戴ければ結構だと思っておりますので、ご質問させて戴きたいと思います。

西町公住も、建設以来相当年限がたっているのかなと思っておりますけども、おそらくあれも、炭鉱の閉山後であったんでなかろうかと思っております。本町では、南町、旭町、それと西町とこの三つが公営住宅の最たる古い建物かなと思っております。特に私、西町公住を取上げた理由と致しましては、皆さん方も記憶に新しいと思います。前年、人身事故もございました。私も非常に不勉強でなんとなく聞きながら、この問題についてはあまり関心がなかったんでございますけれども、昨年の11月でしたか、あそこを通りましたら、家が見えない。山ばかりで、あそこは雪捨て場だという私は直感でそういう考えをしたんです。よく考えた見たら、ここは西町の公営住宅だ、道北電子のとなりだと思って、なんでまたこんなに雪があるのかなと思って、そのような感じがしたのでございますけれども、雪が解けまして、

また私ちょっと見にいきました。そうするとやはり、道路から1 mも下がっているというのが現状なんです。このような所で、当時それを建設をしたという町にも十分な責任があるのではなかろうかと、思いますのと同時に私達がこのような低い盆地に、まして5棟も連珠されている。当然、私言うよりも皆さん方が十分知っておられる訳でございましょうけども、雪の投げ場も無いような状態ですので、人身事故が起きたのも、こういうところからそういう事故が起きたのかなと思っております。従いまして、このような建築がまた残りまして、また第2の事故、第3の事故と起きないという保障は無いのでありまして、この関係につきまして、早急に西町の住宅については、旭町また南町と違いまして、なんとかここ等辺の、間引きで立とうが、1棟潰すとか、~~~~は当然建てかえるとかいう方法があるのではなかろうかと思えますけども、そういう関係につきましてお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の西町の公営住宅、44年に建てたものでありまして、炭鉱の離職者に対する緊急的な措置という事でやられた住宅でありますけども、ご指摘のとおり、5棟で20戸ありまして、現在の入居状況は、その内1戸空いているだけで、あと全部ふさがっているんですね。そういう状況にあるものですから非常に対応が難しいですけども、現実には議員のおっしゃるとおり、本当に雪の始末に困っている。私どもも、なんとかロータリーを入れてでもやれないのかと、再三建設課長にも申し上げましたけれども、ロータリーが入ると路面がまいってしまうとか、色んな事がありまして入れられない状況なんです。やはり解決するとすれば、5棟ある分の間引きをするしか、仕方がない。そんな現況なんです。この辺は財政課、建設課とも十分打合せをさせて頂きまして、ほかにとる方法があれば、今年の冬からでもそういう方法をとらして頂きたいと思えますけども、なんとか住民の皆さんの改善に役立つような方法。

融雪もある程度大きいのを、1箇所あの辺に掘りこんで、そこへ集中的に雪を投げるというのも、ひとつの方法なのかなと思うのですが、なにせ機械が中に入れませんので、そうするとやはり壊さざるを得ないのかな。その辺は、もうちょっと検討させて戴きたいと思いますが、いずれに致しましても住民の皆さんが非常に危険な状況にあるということを私自身も承知しておりますので、出来るだけ解消に努力をさせて頂きたいと思います。

おしゃられる建て替えをすれば良いと言いますが、中々こういう事は失礼ですけども入っている方の所得の状況なんかを考えますと、建て替えてかえって家賃が高くなりますと、入居者の皆さん方にまた、ご不便をかける。現在入っていられる方は、現状の所で良いというような判断の方も多分いらっしゃるという事も、聞

いていますので入居者の意向等も確かめながら、緑町ですとか旭町、南町の空いている所に、移動させられる事が可能であれば、移動させながら、今言った一番良い方法は、間引きをする方法かなと思っておりますので、申し上げた建設と財政の方で十分調査をさせて頂いて、対応させて戴きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（吉田俊一議員）大変良く理解を致しました。44年とおっしゃいますと、大体約30年経っている。大体、町の関係では30年くらいを目処でもってそれぞれ更新されるのが、大体通常かなと思っておりますけれども、なにしろこの不況経済でございますので、町でも同じ事でございましょうから中々建てかえる事は大変な手段だろうと思います。今、町長が言われた、何か技術的な方法を考えるとか、間引きをするとかいう事でもって、あそこの場所を早急にひとつ考えてあげたいなと、問題は平屋建てでございますから、雪が積もると本当にすぐ屋根の所までつかえるというような状態だそうです。私も住民から言われまして、非常に認識不足と勉強不足が今更ながら、本当に今更こんな事言うのもおかしいんじゃないかと、私も思われるし、聞く人も30年もなんなんだと言われるんじゃないかならうかと思えます。

いずれに致しましても、今町長が言われたように、方法は失礼な話でございますが、低家賃住宅というような部類に属する訳でございますので、ひとつ今言われた方法で、どちらが良いか、取捨選択いたしまして、被害の無い災害の起こらないような方法をお願いを致したいと思っております。答弁はいりません。以上そんな事でよろしくをお願いを致したいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）続いて、農村公園野球場ナイター施設の無料化についてを質問して下さい。

○12番（吉田俊一議員）12番。標題のとおりでございます。この件につきまして申し上げますと、この球場は北空知でも先駆の球場で、町民が等しく待望の球場でもあった訳であります。日中は、それぞれ仕事があり忙しい関係上、即、ナイター照明を付けて戴いたとうような事になっております。時代は時を越えまして、スポーツも多岐に渡り、50年代でありましたら後半から、人口の減少また、少子化という事を迎え、唯一の野球でさえも、色々と変化をしてきた訳でございます。

私はまあ、指示されまして今だ連盟の職をやっている訳でございますけれども、本当は皆さんから早くなんとかならないかという話がありました。しかし、当時電気を付けて練習もできる。色んな事できません。その時に、こういう施設ができて、本当に皆さんが感激と伴に本当に夜な夜な、練習をしたというのが、連盟チームの関係の皆さん方だと思います。連盟も、当初は10チームありました。今、大体半分になっておりまして、おそらく球場を使われる野球人は、ほとんどがそれ

それ連盟に入っておられる方々くらいしか使われてはいないんじゃないかならうかと思っております。そうしますと、例えば、1チームが練習しようが半チームが練習しようが、3,000 何がしという料金がかかるという事になっていく訳でございます。厳しい時代を迎えて、それぞれチームも減って、そこでまたナイター料金の電気設備に金がかかるという事になれば、中々財政も困るのでなんとかこれ、会長ひとつ話をしてほしいよという事が、数年前に起きた訳でございますけども、なんとか出きる限りはひとつ、当時の事を思い出して連盟の皆様方も、我慢してほしいよという事で指示をしてきた訳でございますけども、最近、とてもそういう事じゃ押切れないと、是非なんとか無料にしてくれと、という事は、もっとも体育館の方については、殆どが電気付けてますけれどもこれは無料です。なんで、テニスコートと野球場だけがナイターのためにありながらも、お金を払わなければならないんですかと、最近の若い人の答えがそういう事なんですね。そういう事でございまして、ひとつ本来ならば、もう3年も4年も前から、この関係については何とか無料化にならないかと思っておった訳でございますけれども、今言ってしまう関係で、皆さん喜んでやっっているながらも、チームも半分になりますと、やはり出すのに大変だという事でございます。色々な事情をひとつ〜〜〜戴きまして、無料化になる事を希望すると同時に、何とか無料化にしてほしいという事を強くご要望申し上げる訳でございますけれども、町長のお考えが、お伺い致したいな思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）古い話ですけど、このナイター設備をつけるという事には、自分達が電気料を負担してもいいから付けてくれという要請が当時あったと記憶しております、それが今の現状で有料になっているのだろーと思うんですけども、昨年の利用実績をみますと、30件の利用実績なんです。ナイターの電気料自体が、36万8千円くらいになっているんですが、その30件の内ですね、町外が1件であと29件が地元ということでもありますけども、料金にして約9万6千円の使用料が入っているんですが、金額的にたいしたあれではないなと思うんですけれども、その内訳をみますと、地元の29件の内、役場のチームが14件使っているという事で、大半が役場の職員のチームが練習のためにナイターを使っている。こんな現状だと聞いております。

軟式野球連盟は、連盟の主催の大会がある時、若干利用しているというのが15回というふうに出ているんですけども、当然電気が無料になれば、まだまだ回数が増えるかと思いますが、利用して戴く事は本当にあり難いですし、そうさせてあげたいんですけども、果たして今の、この後杉本議員からもご質問ある予定になっています、地方分権といいますか、今の財政上の締めつけの中で一体、町の公共施設の料金のあり方というのがどうあるべきだという事を、きちっと押さえながらやっ

ていかないと、1度無料にしますとそれを有料にするという事は、これは至難の技でありまして、その辺を十分論議戴きたいという事で、特にご質問もありましたので2、3日前に役場の中で、それぞれの所管する関係のある課の中から委員を出しまして、今の生涯学習センターの料金を設定するのも含めて、体育施設或は公共施設全般の料金をどうあるべきかという検討委員会を、総務課の方で発足させて戴きましたので、その論議を踏まえながら、9月には学習センターの条例を出さなきゃなりませんから、それまでにある程度内部の意見をまとめまして、各二つの委員会に料金の状況についてご説明申し上げ、議員の皆さん方のご理解を頂いて、9月に改正するものは改正するようにして提案をさせて頂きたいというふうに思います。

ただ、方向としては、全ての物が無料というのは、中々先程申し上げました町の財政的な事情からいっても、難しい面もありますので、その辺それぞれの委員会でご説明申し上げ、協議戴く時にそういうことを頭におきながら、またご指導を戴きたいというふうに思います。いずれに致しましても今、どうしようという事の答弁出来ないですけども、その検討委員会の中で、野球場の料金それから、スキー場も非常に使用料が減ってきていまして、このままスキー場を果たして運営出来るかどうかという問題もあろうと思いますし、それからナイターについては特にそういう状況で、仮に農村公園の施設を無料にするとすれば、沼田中学校の夜間照明は廃止せざるを得ないのではなかなと、これは私の個人的な見解ですが、そんなような考え方もありますので、総合的に今言った検討委員会で検討戴いて、議員の皆さん方のご意見も拝聴させて頂きたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（吉田俊一議員）一再一 最もですね、町長の言われたとおり、当初は確かにナイター料金については、連盟がだいたい使うだろうから、当然料金を払ってもやりましょうという事で、確かにそういう事が発足の原因だったと思います。そう〜と、先程申し上げたように時代が変わりまして、野球層も2分の1に激減したという事で、使いたいんだけど料金がかかるので、実際困ったというのが本当に最近、特にそういう話が出てきた訳なんです。そうしますと私もやはり、できればやはり練習もしてほしい、当然ナイターリーグずっとやっていますから、その時も当然支払いをしております。役場の人のみならず、連盟でもナイターを含めれば、約20回くらいやっているのではなかろうかと思いますけれども、今、総金額が、9万何千円という事になれば、相当な額以上の問題でなくて、誠に全体からみれば微々たる物かなと思います。確かに何でもかんでも無料にすれば良いというものではないんですけども、大体当初、建設以来から相当頑張ってやってただけで、今回こういうふうにチームが減れば料金が、減れば減るほど料金の関係が重荷になってくるという訳でございますので、今、無料にできないという事であるならば、

ある程度2分の1でも、たとえば3分の1でも、何とか料金の設定をひとつ安価になるような方法をなかろうかと思っています。

急に無料化にするという事は問題が、私は無料にして頂きたいと思いますが、それが問題であるならば、例えば2分の1でも、の方法にならないかという考えが持っていますけども、今ひとつお考えをお願いしたいと思いますけども、先程、検討委員会にひとつまた諮問してみましようという話でございます。町長としては、当然無料にしてあげるのがいいんだろうという心持があるのでなかろうかと思いますが、どうでしょうか。この無料化について私は今、そう思っていますけども、町長としてひとつもう1回、お考えを簡単でよろしゅうございます。お願いしたいなと思っています。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）本心を言いますと、多くの人に利用して頂き、それで町民の皆さんが喜んで頂けるのであれば、財政が許せば無料にしたい。そんな気持ちは持っていますけども、申し上げましたように将来に対する税財源の問題ですとか色んな事を考えますと、無料という事がどうなのかなと、そんな気もしますので、とにかく申し上げましたように職員による検討委員会で十分論議を戴いて、私どもの方でそれを参考に、答申を頂いた物を基にしながら、私どもとしての考え方を両方の委員会にご説明申し上げまして、理解を戴いた上で、9月の定例会に関連する条例案、改正する部分がありましたら提案をさせて戴きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）続いて、藤沢墓園下、墓園参道の改善についてを質問して下さい。

○12番（吉田俊一議員）12番。これも、標題のとおりでございます。この件につきましては、予算委員会の時に、所管の住民課の方にお話をしたんですけども、その後、どのような事になっているのかなと思っておりまして、お聞きする訳でございます。

これも、何年くらい前かな、一応あそこ参道を歩くのに大変。まあ、墓園は墓園でも、今私の言っているのは元々、藤沢墓地という関係の墓園でございます。上の方は藤沢のあそこは、藤沢墓園となっていますけど、私の言っているのは下段の方でございます。ようするに参道ですね。粘土地帯でございますので、水が流れてくると、とても上に上がれる状態じゃなかった。それを改善されて、砂利石を入れて戴きました。でも、その砂利が入れたのが私も2、3年もすれば、引っ込むのではなかろうかと思ってましたけども、何年経っても引っ込まないんですね。あの細かい砂利、下が粘土ですから。引っ込むわけないんです。あのような事に改善致しましたよという事についても、私いささか何か、ただまあひとつうるさいから、引いてやったという感じしか持たないんです。それでも、なんとか我慢して皆さん、

お年よりも、非常に歩くの不便だ不便だと言う事を毎年聞かされる訳でございます。したがって、そういう事についてなんとかありませんかねという形でございます。最後の年よりの遊園地でございます。墓地でございますので、ひとつその辺ですね、町長さんにどのようなお考えで、もう1回再興してもらえるか、お伺いを致したいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おしゃるとおり非常に歩きにくくて、玉砂利のようなイメージであれしたんでしょうけども、ちょっとお年よりの方なんか大変かなと思って歩かせて戴いておりますけども、状況は十分承知しておりますので、来年の予算に向けてどういう方法で、経費のあまりかからない方法で、どういう方法がいいのか建設課の技術担当の者ともよく相談をさせて頂いて、来年の予算の中で、出来るだけ対応させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（吉田俊一議員）分かりました。明年という話でございますけども、まあそこはもっとも私、砂利をさっと取ってしまえば、後は高台ですから決して沈まないと思えば、砂利さえ取ってもう1回違う平板でも敷かれたほうがずっと私は良いんではなかろうかと思えます。いずれにしても、予算が伴う事でございますので、ひとつ町長の言われる明年に向けて検討していただくとなれば、そのように期待しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上申し上げまして、質問を終わります。

○議長（吉田好宏議長）次に14番。杉本議員。財政問題の内、1番目について質問して下さい。

○14番（杉本邦雄議員）14番、杉本です。小泉内閣が出来まして、経済改革をすると、国中大きな改革をしたいという事であろうかと思えます。そういう中で、予算については来年度以降、該当さしていくと、こういう事で、ここに書いてありますとおり6月下旬と書いてありますけども、今日、基本方針が出るというふうに聞いてございます。そういう中で、聖域なき7項目、これには民営化とか、チャレンジャー支援、保険強化、人材大国、生活維持、地方自立、硬直化の是正と、こういう事でその内容が細かく示されておりますが、特に自治体沼田町としても、財政的に大きく影響があると思われるこの3点ですね、これについてお伺いをしたいと思います。

これらについては、大きく影響される訳ですから、おそらく私どもも新聞、マスコミ等で殆どその内容が示されているというふうに考えております。そういう中で、先駆けて町長さん以下、地方自治体のトップの皆さん方、そういう方は中央に対し

てどんな要請をされて来ておられるかと、この点について伺いをしたいと思います。特に、7項目の中から、選びますとこの三つが特に財政的に大きく影響があるのかなと、こんなふうに考えます。そういった中では、特定財源の見直しという中で、小規模自治体への地方交付税割増制度の見直しと、こういう中ではなにか、地方では一兆円を削減したいと、そうなりますと地方財政の総額の約1%に相当するという事でありますから、例えば沼田であれば60億ですから、6,000万円。そういう形に、これは新聞から当てはめた数字ですから、そうなるかならないかは分かりませんが、ただそういうふうに見受けられるという事であります。

また、公共事業長期計画の抜本的見直し。例えば農業だけで言いますと、約農業国予算3兆円でありますけども、50%が公共事業と、そういう事で土地改良であるとか農免であるとかダムであるとか、色んな予算該当がなされております。これらを大幅にカットされると、特に農業を基幹とする沼田としては大きな影響を受けるのではないだろうか、というふうに考えられます。

また、社会保障の抑制と見直し、これは特に老人福祉等の負担率を高くするとか、そういう事やら、効率の悪い地域医療等の切り捨てと、こういう事も考えられる。そういった意味で、中央要請をどういうふうに対応されているか、伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の大まかに言いますと、杉本議員おっしゃるように、その3点に絞られるかなと思っておりますけども、基本的に私、橋場議員さんの方からまた後ほどご質問ありますけども、どうも、確かに聖域無き構造改革というのは非常の日本人に現状の中では受けが良いんです。日本の国民全体がやはり、そういう改革を求めているという、おそらくその方向性が違うのだろうと思うのですが、私もその、国民が求めているその構造改革といいますか、そういうものと若干そのニュアンスが違うのかなというふうに思っておりますけども、約90%近いその支持率という事ですから、そういう意味では非常にその大きな反響を呼んでいるのは確かだと思います。しかしながらその中で、私どもとして不信に思うのは、これは国にも地方分権推進委員会と経済財政諮問会議という二つがあるんですけども、特にその経済財政諮問会議というのが今非常に強い線で、今おっしゃいました7つのあれを柱にしながら、出している訳でありますけども、これは地方分権推進委員会の室井委員長の談話が新聞に載っておりますけども、その委員長でさえ今のやり方は非常に行き過ぎだと発言をしている訳です。ですから、国民の皆さん方が求めている構造改革、それとこういう中で論議されている物とのちょっとギャップがあるだろうと、それと全く私どもとしても困るのは、非常に先が不透明の部分の多い発言でどんどん、どんどん進められて行っているという事は非常に私ども

自治体にとっては、今非常に悩んでいるところであります。一体言っている真意がどこまで、どう構造改革しようとしているのかっていう事が見えない。それで、全国の町村会の三役がテレビにも出ましたけども、6月だったと思います。小泉総理に直接時下談判をしまして、地方切り捨てのそれは賛成できないという申し入れをしたら、若干トーンダウンさせて地方切り捨てなんてことは考えていないという発言をされたんでありますけども、やはり依然として発言して、経済諮問会議当りで言っているのは地方を正に切り捨てるようなそういうものが、どんどんどんどん先行しているのが実情だと思います。

そういう中で、東北なんかは非常にそういう意味では危機感が強いのかもかもしれませんが、東北6県或は北海道町村会、そういうところから全国の町村会に対して全国の首長がやはり集まって、国に対してそういう抗議する意味を込めた大会をやるべきだという事が、あちこちから出まして7月の5日に臨時の全国町村長大会が開かれる事になっております。当然、小泉総理大臣も出席される日程になっておりますから、その中で、掲げる期待するものがどこまで聞き入れてくれるかどうか、その辺を十分見極めながらやって行きたいと思っておりますけども、当面はやっぱり新聞報道で報じられているように、今のままでいきますと、おそらく都市と地方との相反するものがありますから、当然争いになってしまうのじゃないか。そんなような中で、果たしてその日本の国がそういう構造改革をしながら、新しい世紀に向けた国づくりのために、地方と都会は合意に達しないといいますか、協力できないような体制でそのようなものが可能なかどうか、そんな事も新聞に書かれている訳でありますけども、いずれに致しましても私どもとしては、非常に大きな打撃を受けるといいますか、おそらく今の考え方の地方交付税の削減ですとか、補助金ですとかそういうもののあれが実施されますと、こういう弱小の1万2万の町村というのは、おそらく運営が出来なくなるだろうと、国で言っているのは30万単位をひとつの町村市と言っていますから、そうなりますと中と北と合わせて1市くらいの状況でありますから、そういう中でそれじゃ合併を勧められたとしたら、それじゃ沼田のような、例えば滝川と合併するような市になった時に、沼田のような状況はどうなるのか、これは非常に私どもとして北空知の町長会も懸念しているのは、深川市と合併した、こういう事を言うと失礼かもしれませんが、深川市と合併した多度志の例があるじゃないか。多度志は現状やはり深川市の合併の中では一番衰退をした地区でないだろうか。その例があるという事を、きちっと訴えて行こうという事で、道の会議ですとか或は色んな会合に出た時に意見を求められると、そういう発言をさせて頂いている訳でありますけども、もう少しやはり地方の果たす役割といいますか、そういうものをしっかりこう見ていただいて、やはり住民の皆さんが必要だと判断する時点まで、合併論議も我慢する事が必要なのかな、そんなふう

に思っております。とにかく、今の状況ではやはり国の危機的な財政を脱出するために、ようするに地方を合併をしながら財源をカットしていく。そういうのが、ありありと見える訳でありますけども、私どもとしてはそういうやり方に対して、全面的に反対といいますか、見直して頂くような要求を町村会としても掲げていく。そんなつもりで今、おります。

○議長（吉田好宏議長） 14番。

○14番（杉本邦雄議員） 一再ー 私どもと考えている事と同じではありますけども、当議会としても意見書を最終日に中央に送るような中身になっておりますけども、ただやはり私どもも注意してやらなきゃいけないといいますか、対抗策を持ってやらなきゃいけないという事もあると思います。

それは、どう考えても地方に厚く今までどおり交付金なりを出すという事は、改革が進まないという事です。どう考えても。そうすると、薄くするという事が考えられる。このまま小泉人氣が、橋本さんみたいにドテンといけばいいけども、このまま行きますとやはり、国民の支援があると、あるということはやれるという事ですから、その辺はどうなるかよく分かりませんが、そういう可能性は十分ありうると、それと国の借金がこんだけ600兆も超えるすごい借金がありますから、まあ地方自治体もたくさんあります。そういう事を考えると、後世の子供達にその負担を持ってもらうという事にもならないと、そうするとある程度改革というのが、国民の支援のある中で進めていくだろう。そういうふうになりますと、さっき言ったように今までどおり地方に厚くという事にはならない危険性をふまえながら対応しなきゃいけない。

それともうひとつは、先程町長さんからお話ありましたけれども、地方分権型の対応の中で税源移譲という事で新聞に出ておりますけれども、これを移譲するのには町村合併を前提条件として考えたいと新聞発表はされております。その中で、30万都市というのと、もうひとつの選択措置は小規模町村については、府県に責任と権限があつて町村にはあまり任せれないという発想もあるようです。そういった中で、どんどん進められるとその辺の煮詰め方も、やはり町村の対応策として持っていかなきゃいけない。30万に仕方なし引っ付くか、或は、道の権限の中で市町村の住民のアフターをしていくか、そういう選択性はあると思うのです。そういった意味で、これらがどんどん改革が進めていくという事になると、町長さんはどういう選択の視点を持ってやられるか、こういう事も多少お聞きしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 勿論従来のやり方といいますか、やり方に対して反省しなきゃならないという事は、これは自治体の首長殆どが認めている訳でありま

す。しかしながら、私どもやはり事業をやる時に、極最近は比較的、例えば1例を挙げますと、景気扶養のために補正を組んで工事費を組むわけでありますけども、その時に、国だけではなくて地方にも景気を扶養するために事業をやってくれという要請がある訳ですけども、私どもとしては、地方の財源が無いという事で今はもうかなりの部分をお断りしております。しかしながら、尚且つ繰り上げで実施をしなければならない、例えば下水道を繰り上げてやったり、まあ議会でご審議頂いておりますからお分かりだと思いたすけれども、そういう例があります。

これは決して、地方が望んでやった事ではないんです。国の施策としてそういうものを実施をして、地方に協力を求めてくる。その時に、例えばこの補正予算債で事業をやった場合には、手厚い跳ね返りの交付税がありますよという、そういうやり方でどんどんどんどん借金を膨らまして来ている訳です。それを今更、国の財政がもたないからといって、地方にお金をやる訳にはいかない。或は交付税に認めて、補填して上げるといった部分はカットしますよなんて論議は、これは絶対通じるものではないんだろうと思うのです。

もうひとつ、私不思議に思うのは、例えば極最近の道新にもですね、合併をして職員がなんぼ減ると何兆円人件費が減りますよ、それじゃ一体都道府県ですとか国だとかは、この論議の中にはどうして出てこないのだろう。常に疑問に思うのです。確かに省庁の再編はやりましたけども、殆ど、議員の皆さん方も東京なんか行って省庁訪問されるとおわかりだと思いたすけども、なお複雑になって、体制なんか殆ど変わっていないんです。私どもは、従来から行っている所は分かりやすいからそうかもしれませんけども、殆ど国の役人の権力争いといいますか、利権といいますか、そういうものは変わっていないんです。今言った地方財源の移譲だってそうですね、議員さんはご存知だと思いたすけどもようするに国の借金を返すために財源の移譲はしないとやっているのですから。財務省は。そして、交付税をカットしてその分で国の財政の赤字を埋めていこうという論法自体が、さっき言った諸井委員長のように、良識のある人からみるとそれはむちゃくちゃだと、そんな考え方はとおる訳が無いということを盛んに言っていただけの方もいらっしゃる訳ですから、私どもはそういう声を大きくして、実情を訴えていかなきゃならない。

それから、色々な事業についても、内の場合は高台1部線、自衛隊の周辺整備事業で補助率が高いと言いながら、私どもはもう真布へおりる道路についてはこれ以上出来ないという事で今、休止を向こうに申し出ておりますけども、そういうような地方自治体は自治体なりの努力はしているという事を、国なり道なりも分かってもらいたいというふうに私は思います。常にはやり財源的なものになってくると、地方の小さな自治体を一番先にやり玉に挙げることがどうなのかな、そんな気がします。それと余談であります、こういうふうに市町村の財源を圧縮して交付税を

減らしてくるとなると、私は北海道の場合一番先に北海道庁がまいるのではないかなと思うのですね。北海道の借金というのは、つい最近ある大学の先生のお話を聞きましたけども、もう数年、5年か10年単位だと思いますけども、北海道の財政、今の状況からいくと道職員の退職金は道債でないと払えなくなると言っています。それほど隠れた借金があるという事です。という事は、住宅供給公社のように一般会計の中で表れない借金というのが非常に多い。ですから私は沼田町の財政よりも北海道の財政の方が先にまいてしまうのではないかな。そんなような、これは余談でありましたけども、大変なんだなと思っています。

最後の選択性といいますか、合併の選択性ですね。これは私どもとしては、どちらを選択するという事はお答えする訳にはいきませんが、町としても事務方からは合併の論議をするための検討委員会を町内に設けてみたらどうかという起案があがったんですけども、私はそうではなくて広域行政を進めるための検討委員会、その中で合併の物事も検討して頂いて出きるだけ住民の皆さんに、そういう情報を提供し住民の皆さんとの論議を重ねながら、その中からあるべき姿を選択していかなくちゃならないのかなと思っていますところでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほろしいですか。次に、2番目、町の長期計画の影響があると思われる事業と今後の対応についてを質問して下さい。

○14番（杉本邦雄議員）二つ目には書いてあるとおりでありますけども、例えば町の長期計画、償還計画とか色んなものがあると思います。新しい事業の中で、和風園の建て替えとかそういうものがある訳ですけども、そういう事について影響が出てくるのか出てこないのか、そういう事が1点です。

それから今後の対応につきましては、やはりこれだけ先ほどから答弁ありますとおり、改革が進むという事が現実的になりつつある。そういうふうになりますと、今後例えば今まで企業誘致という形で、どんどん新しい企業が入ってきたんですけども、残念ながらチェックポイントみたいに急激に撤退する。あるいはその次もありそうだと、こういう話もどんどん出てきている訳ですけども、そうなりますとやはり地方に合った自立型の企業の育成。例えば私よく質問するんですけども、第1次産業というのは、製品そのまま売ったら、1の価値しかありませんけども、これに付加価値を掛けると7倍の儲けになる。その中で、沼田の中で企業が育成されていく。そういった、農産物という本当の原産物がある訳ですから、それをいかに利用して末永く沼田町の農業なり或は、その他の企業というものを育てるか、こういう視点もこれから必要でないかなと、いつまでも景気に沿ったような企業に力を入れる、何億も力を入れたんですけどもあっという間に何億が消え去ると、これではちょっと悲しい運命かなと考える訳であります。

そういった意味では、地元の産物をしっかりやろうという企業については何億も

かければ、それなりの成果が出てくると思うのです。そういった物の考え方の発想はあるのか、ないのか。その辺どういうふうに考えておられるか、そういった面がこれから検討しなければいけない視点であろうと、私はそういうふうに思うんですけども、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、町もやはり先ほども職員の話出ておりましたけども、今、町の行政改革の中で民間委託ですか、そういった事やら、コスト低減に向けて町としても努力されている訳ですけども、やはり将来をずっと見ていくと、今までの沼田町はこのままではいけないと思うのです。そうすると、どういう改革をもっと進めていこうとされているか。その辺もすこし伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）勿論このままの状態ではおそらくいけないというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、私どもとしてもやはりできるだけ経費の削減を図りながら、地元のそういう色んな物を、インフラをどう維持するかという事が一つの大きな課題だと思っております。そういう意味から言っても、私ども将来的には、すぐとは言いませんけどもそれぞれの福祉施設を民間に運営委託をする方法。これは今、社会福祉協議会と話を進めておりますのは、デイサービスセンターをできれば来年と言っておりますけども、委託をさせて頂きたい。その委託の状況によっては、私どもが社会福祉協議会に対する助成金を相当減額が出来るのかな、まあすぐではありませんけども、2年かそこら後にはそういう事も可能な状況になるんでないか。そんなふうに考えておりますし、介護保険の適用になっております、特別養護老人ホームの旭寿園につきましても、そういう意味では、社会福祉協議会或は厚生連なんかも視野に入れながら委託運営を考えていかなきゃならないのかな。そんなふうに思っております。

いずれに致しましても、そういう厳しい状況にありますので、将来的な事はなかなか分かりませんが、おそらく今の状況ですと、国の税財源の移譲は中々認めませんが、仕事というのは大半が国に対する調査・報告ものな訳です。そういうものを私どもとしても、国或は道に対してそういうものの改善といいますか、そういうものを求めながら事務の軽減を図っていかなければ、事務員の削減は出来ませんから、そういう要請をしながら町の職員自体についても、それぞれ人口規模にあった職員の体制にしなきゃならないのかな。そんなふうに思っているところであります。

いずれにしましても、ほたる館を始め、色んな施設を抱えてやっておりますけども、先行きを考えますと非常にそれぞれがやはり厳しい問題を抱えておりますので、民間の力を借りながら、コスト低減に努力をさせて頂いてなんとか存置を図っていききたい。そんなふうな思いでおります。そういう民間委託ですとか、そういう面の

またご意見等がありましたら、是非ご指導賜わりたいと思います。

それから、2番目にありました企業誘致に絡んでの事ではありますが、勿論従来の企業誘致については、それなりの成果があった訳ですが、今日的な中で、私どもとしては行政報告で申し上げましたように、議員さんおっしゃるとおり第1次の農産物の加工・貯蔵、そういうものに重点をおいた企業誘致にまず取り組もうという事で、今回の補正予算に企業誘致に対する経費を計上させて頂いておりますが、その重点は今申し上げました地元の地場産を加工して、農家の所得を引き上げるのは勿論そうでありますけれども、一番その原材料として格好の物があるという事を注目して頂いて、それを企業の誘致に結びつけていきたい。先般も、大阪のある製菓会社の方に農業振興課長と、米粉の利用ということで企業訪問させて頂きましたけれども、社長さん7月にお見えになるという事で非常に関心をお持ちになって頂いて、そんなような事も、ひとつの大きな企業のあれに繋がっていくのではないかと思いますので、今年度はそのチェックポイントですとかそういうものの変わりではありませんけれども、そういう重点的なものをそういう方向転換をしながら、企業誘致に努力をさせて頂きたいと思ひますし、勿論その会社・企業だとか、そういう物もそうでありますけれども、それぞれの地元の色々なグループがありまして、そのグループがやっている加工のものをひとつに取りまとめて、沼田の特産品として製造販売できるようになれば、そこにまた雇用もできる訳でありますから、そういう検討もして頂くために農産物の加工の検討委員会という、正式な名前あれでしたけれども、検討委員会を設けまして、それぞれのグループの代表の皆さん方が参加を頂いて、今検討委員会を発足させました。その中には、旭寿園に新しく入りました栄養士も参加をさせて頂いて、非常に大学時代農産物のそういう物に対する関心がありまして、全道で最優秀賞を取ったグループの一人でありますから、そういう面では非常にアイデアもあろうかと思ひますので一緒に参加をさせて頂いて、今発足をさせたばかりであります。近い内、年度末にはまとめの中で、色々な答申がなされると思ひますので、それを農産加工場でやれるのか或はグループでやれるのか、そういう選別をしながら、加工場も将来的に今の状況で非常に運営も厳しい面もありますので、そういう中でそういう物を活かしながら是非活用させて頂きたいと思ひているところでもあります。

それから、最初の影響があるのか無いのかという事ではありますが、私どもの長期計画第4次の、総合計画がスタートしたばかりでありますから、非常に影響はあるだろうと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように具体的内容がまだ分かってこないものですから、どの程度影響があるのか非常にまだ分からない部分ばかりではあります。私どもとしてはそういうものをしっかりと踏まえながら、財政運営を、健全財政を維持出来るような状況で計画の練り直しも検討していかなきゃ

ならないのかなと思っております。

しかしながら、ここ1・2年計画している事業については今の財政状況からいっても、或は急激なダウンといいますか、そういう事もないだろうと思いますし、或は産炭地の嵩上げの補助金の問題等もありますので、有利な条件の内にやっておかなきゃならない部分がありますから、そういう意味ではここ1・2年の事業については予定どおり進める事で今、担当レベルに話はしております。それ以降については、その内容が明確になった時点でまた議会とも相談をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。次に13番。絵内議員、恵比島墓地道路の整備について質問して下さい。

○13番（絵内勝己議員）13番、絵内です。恵比島墓地道路の整備についてお伺いしたいと思います。ご案内のとおり、沼田に墓地は先ほど吉田議員からもご質問ありましたように、藤沢、共成、北竜、そして恵比島とそれぞれ4箇所ある訳ですけども、恵比島を抜かしたほかの三箇所についてはそれぞれ整備されてありますけれども、恵比島にある墓地については8月には町で1回雑草等を刈って頂いて、大変努力はして頂いておりますけれども、それこそ下のほうから50mほど上に上がって行きますと地藏さんがある訳ですけども、それから上に行きますと、それこそ表現が適切でないかもしれませんが、獣道に行くような所であります。そんな状況でありますので、砂利等を敷き道路の整備をすべきだと思いますけども、町長のご意見をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）実は先ほど担当の課長補佐から、現況の写真を拝見させて頂いたんですけども、以外に新しい墓標が建っているんです。ただ、現在の墓地の状況からいきますと、確かに砂利を入れれば良いのかもしれませんが、おそらく豪雪地帯の恵比島であの傾斜地ですから、砂利を入れても雪解けの時に一気に流れてしまうのではないかと思います。それで、現在は今、議員さん年1回とおっしゃいましたが、担当の方は草刈は年2回実施していると今、報告がきているんですけども、できるだけそういう努力をさせて頂きながら、幾らかの賃金で傾斜のきつい所に階段的なものをもうけるとか、そういう程度の事は可能かもしれませんが、砂利を入れるというのは、まあ技術屋の担当の者がまだ見ていない状況だと思います。そうですから、もう1回住民生活と建設課で現場を拝見させて頂きながら、当然新しい墓標があるという事はお参りがあるのだと思いますので、怪我のないような何とか応急的な手立てをちょっとさせて頂く事で、検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）13番。

○13番（絵内勝己議員） - 再 - 私達沼田町も、それこそ100年からの歴史が

それぞれある訳でありますけれども、今日の沼田町があるのも、今日の私達があるのも開拓の先陣を切ってこられた、そういった今墓地の中で眠っておられる人達の苦勞があったからこそ今日がある訳であります。そういった事を考えた時に、やはりそういったひとつの皆さん方の大変努力された人生の最後の地としての墓地の、それぞれ町の条例の中にも管理体制をしなくちゃいけない、そういったひとつの状況下になっているのがご案内のとおりであります。

そういった事を考えた時に、それなりのやはりあらゆる面において町財政も非常に厳しいのは重々分かる訳でありますけれども、儉約する所は儉約してでも良いから、やはりある程度それなりの整備をする必要がある。そんなふうに感じるのであります。今、町長も答弁ありましたけれども、今それぞれ例えば法要等があったときに、地方に行っておられる方は8月だけでなく、その法要の帰りにそれぞれお参りをしていくという、そんな部分もあるようであります。そんな関係から、ある町民の一人から、あそこ町の管理をしているのだったら、もう少しなんとかならないだろうかという、そんなひとつのお話があったものですから私も朝早く行ってみたところ、非常にそうそうたる状況下であります。写真は、私もちょっと見せて頂きましたけども、写真はわりと上手に写っておりますので、現状はもう少しひどい状況かな、そんな感じが致します。

それと、町長今、砂利を敷くと雪解け水が流れるというのは、確かに技術的な面において直角に道路付ければ、はっきり言って非常にあそこの入り口というのは勾配が急でありますので、それは不可能だというふうに私も考えます。それに対して、それなりに等高線上に斜めにでも道路を作って行けば、それはある程度対処できるのではないかと、そういった事を考えながら前向きに検討をして頂きたいと合わせて、今2回それぞれ担当の方でご努力頂いて、雑草を刈って頂いているというふうにお話ありますけども、出来る事でしたら大変へ理屈かもしれませんが、少なくとも3回くらいは刈って頂ければ、年間それほど大きな雑草の中をお参りに行く状況ではないと思うのであります。今、それこそ女の人がお参りにきて、すぐに雨でも降った状況でしたらまずお参りに行ける状況ではありますん。まず、長靴と鎌を持って行かないと、まずお参りはほとんど出来ないそんな状況であります。町長も非常に公務で忙しいと思いますけども、もし機会がありましたらちょっと行って見て頂きたい。その現状というのは、私がここで表現が出来ないくらいすさまじいものであります。

そんなことを考えた時に、外の町財政を削ってでもいいから、早急にそういったひとつの対処をすべきだと思いますけれども如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃるとおり、多くのご苦勞頂いた皆さん方に対する

あれとしては非常にお粗末でないかと言われますと、本当に申し訳無いような気持ちでありますけども、現状、特にこの恵比島墓地につきましては町の事務的な事を申し上げて、申し訳ありませんけども、ほとんど管理台帳が無い状況なんです。ですから無届のままで作られた墓地が、かなりの数がある。そういうような状況の中で、中にはもう恵比島地区の今の状況からいくと墓地の移転も考えたかどうかというような声もあるんですけども、移転をさせるとするとまた相当な費用が掛かるんですね、改装するのに。それでどうしたらいいか、あれしている訳でありますけども、勿論そういうその先祖のお墓参りに来る方に不便をかけては申し訳ない気持ちがありますので、現況をもう少し、勿論私どもも確認をさせていただきますけども、出来る範囲で改善の努力をさせていただきますと思います。

おっしゃられるように万全なと言いますか、完全な状態で他の地区にある墓地と同じようにしなさいと言われても、どれだけの金がかかるかちょっと私も分かりませんが、相当な金を投じないとそういう事ができないのじゃないかと思しますので、おっしゃられる主旨を十分理解をさせていただきますながら、努力をさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（絵内勝己議員）一再々ー 町長の答弁もそれなりに私も理解できる訳でありますけども、どうでしょう町長、雑草刈りでも今早急にお金かかる分については当然分かる訳でありますし、そんな立派な道路には僕は今の状況からにおいて、して下さいという方が私は無理だという感じがします。というのも、そもそも出発が町の墓地をという事で出発していなかったというように先輩の方々から聞いております。何かお聞き致しますと、昔は釜で焼いたのではなくて野焼きをした状態の時に、あそこでたまたま焼いて野焼きした状態で焼いて、すぐそばに町の町有地であったものだから、そこに埋めさせて頂いたという事で、たまたまこれは条例に書かされたのはその後何年かされてから、町の方に管理体制がするような条例化されてきているのが現状のような訳であります。何か先輩の叔父さん方に聞きましたら、そんなような状況下であり、今の現実におられる80歳台のおじいちゃんにお聞きしましても、100%こうよという答弁は頂けなかったんですけども、なにかそんなような状況下だったようであります。

だから昔、野焼きからあそこに昔火葬場もあったような、焼く所もあったような事も言っております。それが回収されて、無くなって一本化されてそしてそれから、そのままの状態です野放しになった状況下にあるように思われます。したがって、町長今ご答弁頂いたような立派な道路まで私は今、あそこの中においてして下さいとは私は言える状況下では無いと思います。それぞれ自分達が思い思いに西を向いたり、南を向いたり、それこそ墓石の前が無かったりあったりという部分だとか、

それぞれある訳ですけども、そしてまた移転の話もありましたけども、移転となりますともう、沼田町だけでなく孫の代からひ孫の代の人方も中にはいらっしゃる訳ですので、それまで私は昔からよく墓地にはあまり手をつけるなど、そんなひとつの話もある訳ですので、それほどお金をかけないでもひとつ女の人が夏靴で、お参りに来た時にお参りが出来る範ちゅうでいいですから、雑草刈りをもう1回して頂ければ、今2回という答弁でしたけども、もう1回刈らして頂ければ私達農業やっております、3回畦草刈れば殆どそれほど大きな雑草にならないのが現状であります。

そんなことを考えた時に、どうかひとつもう1回何とかその雑草を刈るだけでもひとつ、早急にするような手配をして頂ければと思いますけども、町長如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）既存の予算の関係もあろうかと思しますので、まあ全体を草刈れという事ではないだろうと思います。道路だけだと思いますので、出来るだけ担当課長の方に努力をしてもらうように、がんばってもらうようにしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）次に9番。横山議員、農業生産組織育成支援事業についてを質問して下さい。

○9番（横山忠男議員）9番、横山です。今年度新しい予算の中で、30数件の新しいメニューの出して頂いた西田町政。いよいよ幕明けかなと、こういうふうな感じをしているところでございまして、敬意を表する次第でございます。

その中で、農業生産組織育成支援事業についてですけども、折角新しい支援事業を計画したところでございますが、中々組合員といいますか、農家の方々がこれに、この事業に飛びつくのに非常に組織を作る為に難しいというような意見が非常に頻繁に出ている訳でございまして、昨日現在で、私どの程度この事業が進んでいるかなという事で、この振興対策室に聞いてみたところ、現在の所、法人で2件今考えているのだというような事でございまして、このメニューの中に作業の一部を共同化するという事だけでも良いんですと、まあこれ3戸以上ですけども、そんな事で謳ってあるにもかかわらず、中々新しいメニューに取り組んで頂けないという所にちょっとやはり無理があるのかなというふうに私は考えておりますので、この辺のところどの程度なら、何戸ならいいんだという事で私も度々会合の集まった時に、聞いておる訳でございまして、せめて友達同士あるいは隣近所同士というような事で、2戸以上にこの枠を縮めてもらえばかなり取り組んでもらえるような話をしている訳でございまして、どうかその辺の所この規定というか内容を変えてもらうか、

幅を広げるというか、そんな考えは町長あるのか、ないのかなという事でひとつお尋ねを申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられるとおり、新しい沼田の農業の方向性と言いますかそういうものを考えながら、予算化をご理解頂いた訳でありますけども、実は私も事務方からの要綱を手にしまして、横山議員さんおっしゃるとおり、私も何故2戸にしないのだというそういう論議をさせて頂いたんでありますけども、非常に従来からやっている作業の中で2戸で簡単に取り組める、具体的にもしあれでしたら農業振興課長の方から又答弁させますけども、簡単に取り組めるそこまで助成がどうなのかなという作業もやはりあるんだそうです。そうすると、検討頂いた事務方の中ではそこまでは支援はいいだろうと、正直申し上げますと、それである程度縛りをいれて3戸以上にしたというふうに聞いておりますけども、まあ何処までという範囲がちょっと非常に難しい面があるかと思っておりますけども、基本的には今横山議員さんおっしゃる2戸以上にという事で今、事務方に検討して頂いております。その2戸の場合に、どこの範囲までか、これ以上の場合は助成の対象、ここまでは助成できませんという、そういう明確なものを農地の流動化検討委員会、ちょっと範囲が広がって申し訳ないんですけども、折角委員会がありますから、その中でちょっと論議をして頂いて、2戸以上でここまでだったら、これは助成の対象になりますよという、そういうようなものを今作り上げてもらおうというふうに思っておりますので、それらがまた出来上がる団塊でまた議員さんの方にもまた、おそらく議会議員の皆さん方にもまた、ご相談申し上げたいというふうにおもいますが、原則そういうような2戸以上という原則を今変更させて頂きたいなと、今検討しています。

それと助成するのにはその、非常に考えられる要素がありますので、審査をする機関を設けて、その中で公平に対象になりますよ、対象になりませんよとような判断の出来る機関も設ける必要があるだろうという事で、合わせて検討させて頂いておりますのでご理解頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、9番。

○9番（横山忠男議員） - 再 - 町長2戸以上ぐらいでという事で、大分考え方が前向きになったかなと思っておりますけれども、支援対策室の中で何ha以上であれば機械の効率化、あるいはその経営の面積の低コスト化という事でシュミレーションをかなりしている訳でございまして、その辺のところあまり考える必要はないというか、そのシュミレーションした中で、その枠を決めて頂ければかなり全町的に取り組んでいただける。そういうふうに私は思っている訳でございまして、どうか対策室の課長もおりますので、その辺のところ柔軟な体制で厳しくきちっとやっ

て頂くようにひとつ考えて、なるべく沢山あるいは沢山というか、沼田の全面積が低コスト化に向けてやはり取り組んで頂くような、全町的に2戸や3戸、5戸やったから良いというのではなく、全町的にこの低コスト化に向けてみんなが組織を出来る。こういうような方向でひとつ、考えてみてはどうかというふうに私は思っておりますので、答弁できれば頂きたいですけれども、私の言う事を理解して頂ければ答弁必要ございません。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。それではここで、暫時休憩を致します。

14時54分 休憩

15時12分 再会

藤間収入役 欠席

○議長（吉田好宏議長）再会致します。7番、橋場議員。小泉新内閣の構造改革に対する町長の見解として（イ）社会保障について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）7番。小泉内閣の支持率が90%近いくらいあるという事なんですが、実はこれを作ったのはマスコミ、テレビなんですよ。国民が参政権の無い、投票権の無い自民党総裁の一政党の総裁選挙を、毎日のようにテレビで放映したんですよ。それで、自民党は駄目だと、自民党を壊して自民党を変えるんだとこういう事で、国民が自民党の政治はいやいやしていたから、それは何とかしてくれるんだろうと、そういう期待が込められてこういう事になったんだろうと思いますけれども、実際にそれじゃあ何をやろうとしているのかというのは、殆どテレビに放映されなかったんですよ。ただ、自民党を壊す、自民党政治を変えるんだというだけで、中身は無かった訳なんです。

それで私は見てないんですけれども、辺見さんという作家が、小泉内閣のこの爆発的な指示というのは、これは作られたものだと、それで何をやるのかというのが放送されないから今の所そうなっているけれども、これが5年先、10年先に振り返った時、自分が大恥をかくんでないかというような事を発言していたんだそうです。

つまり、これは何とかやってくれるんだろうと思っていたけれども、私は5年先、10年先にならないと思うんですけれども、ずっと行って見て振り返ってみたら、俺の首を締めるぞいっていたのを、それを一生懸命指示をしていたという事になるんじゃないか、そういう意味ではないかと思うんです。

それで社会保障についてですが、この橋本内閣の厚生大臣であった時に、現総理が、まあ本人が作った訳ではないんですけれども、医療抜本改革案という事で21世紀の医療保険制度を作った、それを今度総理になっても実行するという事を発言し

ている訳ですけども、その内容というのはまあここに書いているように、現在もすでに老人の医療費が今年1月1日から上限はあるけど原則1割負担になったということです。それから、健康保険の本人が今のところ2割なんですけども、最初の計画は3割にすると、健保本人が3割になるという事を既にもう計画の中にあっただけです。それらの事はもう、テレビの中本当に知らせていないんですよ。大病院にかかると、これは外来は5割になるといいますから、相当難病になってひどい病気になって大きな病院に行かなきゃ駄目だという時には、医療費が5割ってかけられたらこれはとてもじゃないけども、病院には行けなくなるんじゃないかと思うのです。

それから、現行の社会保険あるいは共済の保険の加入者で、お年寄りの扶養親族の場合は保険料一切引かれないんです。社会保険の扶養になりますから。これらのお年寄りからも全部、老人の新たな保険制度を作ってそういう人達からは、扶養から外してその人達全部から保険料を取るという、そういう計画もあるっていうんです。こういうのを聖域無き改革という事で、やろうとしている訳で、これは大変な事なんです。して、社会福祉の理念というのはこの「自助・自律」ここに律するの「律」を書いたけど「立」かも知れないんですよ。自立と、そうすると自分で助けて自分で立てと言うんですから、それが社会保障の精神だということですから、国は何もやる事なくなっちゃうんじゃないですかね。で、憲法25条に全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、2項に国は全ての生活部面について、社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に務めなければならない。というふうに憲法で謳われている訳です。そうすると、これまで築き上げてきた社会保障の今の制度を後戻りさせるというのは、憲法の問題から反する訳ですよ。そこで財源はどうするんだという事を盛んに言っていますけれども、それは先ほど町長答弁にあったように、景気回復ということでゼネコン型の無だな公共事業をどんどん発注させて、地方にも押し付けて財政を壊してきたわけですけど、これをやはり無駄な部分を削って行くという事で、この社会福祉に回せば十分財源ある訳ですよ。こういう事から言って、憲法25条の2項の国の義務を放棄するという事は絶対許せないと、そういうふうに考えている訳ですが町長のこういう小泉内閣のやり方について、考え方をお聞かせ頂きたいと思います。

それから21世紀のこの医療の案については、担当者から私の言っている事が違うかどうかという事を確認したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）橋場議員さんは小泉内閣がと言っていましたけども、私はあえて小泉内閣と限定する事避けたいと思いますけども、やはり医療・保険・福祉というのは、おっしゃる憲法で保障された大事な分野でありまして、先ほど絵内議

員さんからお話ありましたように、私どもの祖先といえますか先祖が、地域あるいは国の為に努力をした人達をどうするんだという論議にも繋がるんだろうと思うんですけども、やはりそこに思いやりの精神と言いますか、ご苦労頂いている皆さん方の、例えば老人医療で例をとりますと、そういうような精神で暖かくやはり余生を送っていただくというのが大事な事だなというふうに思うんでありますけども、非常に私どもも地方自治体としては、近年特に財政上の厳しいのは例えば、国民健康保険ひとつでも、財政調整基金が当初国民健康保険が発足した当時からみますと非常に削減されてきている状況。あるいは老人医療費につきましてもそうですね。当初は40数%の国の負担が、今は30数%に10%くらい落ちておりますけども、そういうふうにして確かに自助・自立といえますか、自分達のあれは自分達で賄えというのが本当の精神だとおっしゃってますけども、非常に今の世の中でそれはやっぱり難しいんじゃないだろうか。

私はやはり、構造改革を進めるということは確かに言いましたように必要な部分はある。それは認めますけども、やはりもう少し、この今の医療の改革にするにしても、こういうような医療の改革をしますという事を明確に打ち出して、その負担を国民に求めるのであれば、こういうふうにして求めたい。これは私はやはり、参議院選近い訳でありますから、当然そういう事をきちっと国民に明らかにして、論議をした中で国民が納得のいく政府としてやっていくのであれば、それぞれの地方自治体についても賛同するあれがあると思うんですけども。今の段階じゃ、大まかに言っていることは、先ほどから言っているように分かるんですけども、はてそれじゃあ具体的にはどうなんだというと、その財源の問題からひっくり返って全てが不透明な部分が多すぎて、ちょっとそれに～～をするのは難しい状況かなと思っておりますが、当然私ども町村会と致しましても、私自身としてもやはり地方の財政・財源といえますか地方の財政が苦しくなるという事は、それだけ地域の皆さん方に還元するものが出来なくなる訳でありますから、国の負担すべき物はキチット負担をしてもらって足りないのであれば、どういう財源の手立てをするかという論議をやはり、私どもの納得のいくようなものを国が示すべきだろうと思っております。

いずれにしましても、これも大きな柱のひとつでありますから、当然町村会でも論議の対象になりますし、全国大会でも論議の対象になると思いますが、私どもとしてもそういうような考え方で臨んで行きたいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）今ご質問のありました、21世紀医療保険制度という事で、この関係につきましても平成9年の8月に厚生省案として、医療保険及び医療提供体制の抜本的改革の方向性を示したものとされております。改革案の大

きなものが3つに分かれておりまして、第一点目は質の高い医療の効率的な提供と致しまして、診療報酬体系それから薬価基準制度及び医療提供体制の改革について。第二点目は給付と負担の公平として、医療保険制度体系とそれから高齢者医療制度の改革について。第三点目に医療費の適正化の推進等について述べられております。改革の要旨につきましては今、橋場議員の方からお話ありました内容と同様でございますので省略させていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員） こういう非常に大変な内容が、国民には明らかにしないまま、構造改革といえれば非常に良く聞こえるものですから、みんな何かやってくれるんだろうなと思ってしまふんだと思うんです。国会の中で議論すると、例えば日本は消費税5%だけれども、スウェーデンやなんかはもっと高いというような事を国会で政府の方が言うのですが、実際には税金全体で占める割合というのは日本と何も変わらないらしいんですね。それでスウェーデンなんかという所では、この高額所得者からきちっと累進税率をちゃんと掛けまして取ってるから、消費税は高いといっても比率は高いんだけど物価が安いとか色んな事で、日本とは比べ物にならないんだそうです。そして、デンマークという所では福祉は子供から高齢者まで一切保険料は無しで税で賄っているというんです。それから教育・医療費は無料だと、障害者福祉全般に渡って自己負担が無いと、こういうような事がやられていて、日本の国のやり方とは全く違うんですね。

先ほどもちょっと漏れましたけれども、難病患者の一部負担も小泉さんが厚生大臣の時にやったんですね。非常に冷たいです。

それで、財源の問題なんですけど、これ社会保障への国庫支出の国民総生産費というのがあるんですけども、日本は、65歳以上の老人の方が、国民全体で占める割合が1980年には9.1%だったのが、97年には14.5%なんです。ところがそれに対する福祉のための比率というのは、国民総生産費で1980年は4.1%あったのが3.4%に、老人が増えていっているのに出す金は減っていつているんです。国が負担する金は。

それがイギリスだとかアメリカだとかは、もっともっとずっと高い比率で、老人が本当に微増なんです。比率が。だけど、国が負担する金というのは凄く増やしていつているんです。やっぱりこういう事をきちんと頭に入れてまして、町長、町村会等でも絶対に医療費や社会福祉の後退は許せないという立場で、議論をして頂きたいなと、こんなふうに思っています。

それで、次の問題いいですか。

○議長（吉田好宏議長）次の（ロ）景気回復に対する考え方について質問して下さい。

○7番(橋場 守議員) 沼田にはこの不良債権というのは、銀行側のあれですよ。呼び方で、借りている方から言うと、債務になるんですけども、沼田で不良債権なんちゅうのはあるんでしょうか。どうか分かりませんが、金融庁かどこかでは、全ての金融機関に信金や信用組合にまで至るまで、この不良債権らしいものの色々と仕分けして、調査すれという指令を出しているらしいんです。それで、最終処理をもしやられてしまったら、沼田でも該当する人がいるのかどうか分かりませんが、大変な事になるというのが一般的な、まあ学者の中にも政府の側に立つてものをしゃべるようにするに我々から言うと御用学者と、それから本当に住民の立場に立つて物を考える学者がいる訳ですけども、国民の立場に立つて物を言っている学者の人達はもうそれをやられたら大変だという話になっているんです。

国は不良債権の処理なくして景気回復なしと、小泉さんが言う。私達は、景気が悪いから不良債権がいつまでも増え続けていくという立場で思っているんですけども、これについて町長はどんなふうに思っておられるかひとつ聞かせて頂きたい。

それから、まず訂正しておきたいんですけど、増税ストップしてG D Oとなっていますけど、これPです。最後ね。国民総生産の6割を占める家計消費を向上させなければ景気回復はないというふうに私達は考えているんですけども、これをひとつどういうふうに思われているかお聞かせ頂きたいと思います。

○議長(吉田好宏議長) はい、町長。

○町長(西田篤正町長) 景気回復に対する考え方ですけども、これは私が言うよりも、それぞれの新聞をお読みになりますと、今橋場議員さんおっしゃるように、色んな考え方がありまして、一気にやる事が危険だと言う論調もありますし、傷みをわけて一気にやるべきだと言う論調もあります。これは私どもとして、そういう学者的な判断というのは難しい訳でありますけども、まあ個人的な見解といいますか、私どもとしてはやはり、一気にやる事が、例えば140万という規模の失業が出るという事が書かれていますけども、そういう事態がくると逆に一気にこういかなのかなという心配。それから、もうここまで来たんだから繰り返しますけども、もう勇気を持ってやらなきゃ駄目だという、本当にやはりそうしないと改革が出来ないのかなという思いと、複雑な思いで今私自身としても結論が出せないような状況であります。

なお、私どもとしてはやはり国に対して、間違った国政といいますか政策をすべきでないと、国民の声を聞いて、国民のためになるような施策をやはりきちっとやっていただく。そういう要望する以外に道がないのかな。そんなような努力を、それぞれ町村会等を通じながらまた、やって行きたいと思っておりますけども、2番目の質問とも関連ありますけども、いずれにしてもやはり、景気回復の一番の要因に

必要な施策というのは私はやはり、信頼の回復だと思うんです。今、年金の生活をされている方もいらっしゃるんですけども、預金高というのは減っていないわけです。依然として預金高が、北空知信金の理事長さんの商工会の総会の時にお話を聞いてもですね、農協・商工会みんな預金が増えているんです。これはやはり、将来に対する不安があるものですから使わないんですね。少しでもあればそれを貯めておいて、将来の為に何とかしよう。それは何かというと、先ほど言いました医療費も増えてくる、年金も減ってくる、先行きに対する不安。そういう物が連鎖反応を起こしているんだろうと思うんですけども、やはり私は景気回復の特効薬というのはその、国民の皆さんが不安を抱かないような施策を展開する事が一番景気回復に繋がる早道でないかと思うのです。

そうして国民の皆さんが、不安がなければある程度の消費活動をする。そのことがやはり、循環してはじめて景気回復に繋がっていくんでないか。ですからやっぱり、私はやはり年金だとかそういうものについては、私もサラリーマンの一人でありましたから、そういうものが将来に対して、自分が一生懸命将来を思って積み立てた物が貰う時期になったら減らされるとか、年齢が伸ばされるとかっていう事が、果たして私はそういう自分の立場を考えると随分冷たいなという感じを個人的には持っております。そうすると、やはり将来そういう年金も満額に貰えない。それだったら今から少しずつでも貯めておこうかという思いが、そういうものに繋がっていくのかな。そんなふうな思いで私はまあ、答弁なったかどうか分かりませんが、そういう思いでおります。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）竹中なんとか大臣というのはもう、消費税14%論者なんですよね。それで、そんなことされたら大変な事になるので、ここで不良債権と言っている不良債権の中身というのは、バブルが弾けた時の不良債権と違うんですよ。中小企業でしょみんな殆どこの不景気でもって、なかなか返したくても返せないで、いってしまうというような債権なんです。それで、そのバブルの弾けた時には70兆円もの国の税金をつぎ込んでやって救ってやっている訳でしょう。

ところが本当に物生産して、国の経済を支えようとしている中小企業の人達からは、もう貸しませんよと言ってとりあげると、土地もなんも全部担保にして足りない分はしょうがないけどと言って、そうやられたらこれは大変な事になると思うんですよ。是非これらも町村会でひとつ議論をしてほしいなと思います。次いいですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、地方交付税の削減など小泉内閣の聖域なき改革に対する町長見解についてを質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）さっき地方交付税の削減については答弁ありましたので、

この聖域なき改革という中で、一番凄くまくし立てているのは郵政３事業の民営化だと言っているんです。ところが、これはそう聞くと何か国民のために役立つように聞こえてしまうんですけども、民主党までも私もそう言っていましたというので、これは大変な事になっているんですけどね、実は全国銀行協会というのが今年１月に、金融市場形成の大きな阻害要因となっているのが郵便貯金だと言っているんです。そういう会議で報告書を作っているんです。全国銀行協会は、「ゆうちょ」が金融市場形成の大きな阻害要因となっているという報告書。２２５兆円といわれる「ゆうちょ」資金を金融機関のビジネスチャンスとするための青写真まで提示したと言っているんです。郵便貯金が銀行の経営を圧迫しているからということで、民営化にすれという事なんです。

こんな事されたら、郵便事業が全部民営化されましたら、今、北海道から沖縄まで葉書出しても５０円なんですよ。封書は８０円。ところが、民営化されたらそんな事ならんでしょ。実際にはもうこんな所には２日に一辺の配達だと言って、もうからない所はどんどん切捨てられていくわけですから、こういう１番力入れているのは郵政３事業民営化だと言っているんです。これはやはり地域住民を守る立場からこれは絶対許してはならない事だと思っていますので、これもひとつ町村会などで頑張っていたきたいと思っていますが如何がでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）視点が違うかもしれませんが、私は沼田の北竜の郵便局が廃止になる時には、郵政省からお越し頂いた皆さん方に申し上げたんですけども、郵政の事業というのはこういう過疎に悩む小さな町、そういう所の損得をどがえしして設置されているのが郵政の郵便局の役割じゃないですかと、ですから国は直轄で郵政事業をやっているという事であれば、私どもはやはりそういう地域のものを無くすべきではないという事をお話申し上げました。

その時に、今橋場さん言われるように今は独立採算のあれだから、そういう訳にもいかないというような説明でありましたけども、私は持論としては正にどんな田舎にいても郵便が届く、それから勿論同じ料金ですね、預貯金の出し入れが出来る。そういうようなシステムをやはり郵政事業というのは大きな役割のひとつだと思っておりますので、全てが民営化になって損得主義といいますか、そういうような考えばかりでやられると、やはりこういう小さな町から郵便局は無くなる、そうなれば銀行もなくなってしまったという事になりますと、益々地域の暮らしというのは大変なものになってしまうんじゃないかな。その時に、もしその３事業をどうしても民営化をしなければならないという事であれば、こういう弱小の自治体といいますか地域には国が支援して民営の分に支援してですね、そういう部分は残しますよ。それから、儲かっているところは儲かっているから自分達でやりなさいという、

そういう方式であればまだ、納得がいくのかな。結局はやはり国鉄・ＪＲと同じになってしまうのではないかなと思うのです。民営化になつてしまうと採算路線は全部カットしていきますからね。それと同じような方法になると、今ＪＲで無人駅になっているのと同じように、郵政も人がいなくなつてしまつて沼田では預貯金の出し入れが出来ないというような事態になりはしないかなという不安があります。

そういう意味では懸念している地方の切り捨てといいますか、そういうものに結びつくおそれがある。そういう面から私は郵政事業というのは国営である程度やつていくべきではないかな。それは町村会でもそういうような考え方が非常に強いというふうに私ども理解をしておりますので、そのような方向で今後とも要請をしていきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） 7 番。

○7 番（橋場 守議員）ＪＲの問題でたんですけども、町長、留萌線というのは車掌さんいないんですよ。運転手一人だというのは知っていますか。とにかくそういう線がたくさんあるんですよ。これは本当に、郵政の問題ではないけれど、そういう事は一般的に知られていないんです。本当にその運転手がちょっと事故でも、脳溢血で倒れたらなんたらどこへどうなつてしまうか、事故の連絡も出来ない状況ですよ。こんなのが民営化なので、絶対に国民の安全を守る或は利益を守る立場の color んな事業は、国営できちっとやるように要求していつてほしいと思います。次に移つていいでしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 次の、労働問題（イ）サービス残業の根絶についてを質問して下さい。

○7 番（橋場 守議員）イ. のサービス残業の根絶についてですけども、これは何度も何度も国会で議論されまして、やつと労働厚生省が腰をあげて、各都道府県委員会に通知を出しました。さっきはたる館の事言つてましたけど、そういう町職員だけではなくて全企業の中でやはり、そういうサービス残業をなくするようにしなければならぬと思うんですけども、今日の新聞に出ていましたよね。一人でやる仕事を二人でやるようにしたり、結局雇用を増やす事を一生懸命やっているんですよ、他の国では。それで、サービス残業を一掃すれば、90 万人の雇用が増えるという事を言われているので、勿論中小の企業の成り立っていくような要求もしなければならぬけれども、サービス残業をやっぱり根絶しなけりゃならないという通知が出てきていますので、これに対して町としてはどんな対処をしようとしているか、ちょっと見解をお聞かせ頂きたい。

それから（ロ）については、何か調べたけどちょっとこういう数字が分からないという事なんで、これは質問しない事にします。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長）それぞれサービス残業の件については、通知がそれぞれ都道府県名で出されているようでありますけれど、具体的に町はどうするんだというお話でありますけれど、町としては特に今のところまだそういう対応について検討した事ありませんので、今回ご質問がありますので十分勉強させて頂きまして、とるべき措置があればとってまいりたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）次に7番、農業問題。大規模食糧基地構想の進め方について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）実は竹中さんという方は、企業のその資本主義経済の市場経済というのはまあ競争原理ですから、どんな事があっても負けないようにやっていくような事でなければ駄目だという事で、物凄い競争を奨励しているんです。それで、食糧についてもですね当然外国の食糧と闘うべきだという立場なんですよ。そして、国が援助するなんてことはさらさら考えていないんです。農業に対して。そういう人が大臣の中におります。

それで、確かに食糧基地の構想というのは良いんですけれども、私は産業としてというか、土木事業として考える時には非常に良いなと思うんですけども、米で言ったら国は米買わない訳でしょ。農家の人は、自分の所で今年作った米をこの食糧基地にポンと置いて、なんかの時に売り出すような事しか出来ないんですよ。しかも、その農産物は全て市場経済に委ねられていますから、農家から全部離れてしまうんですよ。そしたら、作った施設というのは誰が利用するんでしょうか。私は、その構想そのものは良いけれども、やはり農業が本当になっていけるようなそういう運動というか、そのものも一緒にやらなかったらちょっとこれは何の為にやるのかな、造った物を高く貸すのかしらんけども、買占めを出来る商社がそこを利用させて下さいという事になるのかなと思ったりするんですよ。

ですから私はそういう意味では、この構想だけでなくて農家にたいしてきちっとやっていけるような施策を要求する必要があると考えているんです。で、アメリカでは、国際食糧価格が暴落したんで、その価格を補償するために1998年と99年の2ヵ年で2兆2千億円くらいの金を出して農家の所得を補償しているというんです。

それから私の資料と、農業振興課長と付け合わせたら違っているような所もあったんですけども、EUでのヨーロッパ連合が、欧州連合が、連合体を作って、農業予算の内の約9割近い内外の、価格と所得補償に農業予算を使っているというのは、資料で一致したんですですよ。そういうふうにしていけば、これは農業は成り立っていくんです。世界の、アメリカはとにかく価格補償にはWTOの農業協定の中では、各国は農業生産を刺激するようないうなれば価格補償や所得補償はするなと決まっているんです。してはならないと。ところが実際にはみんな、よその国はやつ

ているんですよ。なぜ日本だけはやらないんだという事ですよ、そこをきちっとやらしないと、ただ施設は出来たけども全て農家の手から食糧は離れていってしまっているのですから、誰のためになるのかなというふうに私は疑問を思うんですけども、大変水かけて悪いんですけども、そんなふうに思っているんですけどどうなんでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられるように、これは新聞なんかでもご覧になりますとそうですけど、アメリカなんかの価格補償というのは非常に高い比率でやっておりますね、私どももやはり何故日本がそういう事が出来ないんだろうかという論議が長い間続いていたんだろうと思うんですけど、最近それぞれ町村会あるいは市長会なんかでも、そういう要望がかなり強くなりまして、その声が届いたんでしょう。例えば中山間の直接所得補償ですとか、それから最近では保険方式でありますけども所得補償の問題も論議されるようになりましたし、少しづつではありますけども改善の方向にあるとは感じております。

しかしながら、先ほど言いましたEUですとかアメリカの所得の価格補償なんかからみますと、非常に差がありますので私どもとしては更に、拡充といいますか充実のために努力をしていかなければならないと思っております。これは、農業地帯の首長であれば全員がそういうあれで一致してやっておりますので、農水省ともそういう話合いを持つ機会が、幹部の皆さん方もあろうかと思っておりますので、そういう努力を今後とも引き続きやっていきたいというふうに思っております。

私どもも備蓄食糧基地についてはご理解頂いた訳でありますけども、私どもとしてはやはり単にものを貯めるという事でなくて、先ほど杉本議員からご質問ありましたように、それをより付加価値を高めてそして出荷をさせてもらう。その事が農家の取得に繋がるだろう。

そういうあれですから、当然その販売網ですとか色々なものも視野に入れながらやらなきゃなりませんけども、現状の農家の皆さん方が例えば野菜ですとかそういうものを出荷する時の事を考えますと、非常に無駄といいますか安い値段で出荷が出来れば良いですけど、できない状況でキャベツが放置されたりそんな事態もあるようでありますから、そういうたとえば私どもが実験したキャベツのはね品を、雪の米バラ施設に入れて2月に市場に出しますと非常に良い価格でそれが取引された。そういう事例もあります。それから今年は、花卉の抑制栽培についてもその時期に夏の暑い時期に植えこみが出れば価格が相当補償されますよという情報で今、実験的な事やっておりますけども、そういう事をやる事によって農家の所得が上がる。それから一方では、国の所得補償といいますか、米だとかそういう物に対する補償、それを噛み合わせていく事によって農家がやはり成り立っていくんだろうと

思いますから、そういう意味で私どもは橋場議員さん言う単に貯めこんだりという事でなくて、農家のためにならないという事ではなくて、きっと農家の皆さん方にそういう雪を使って野菜、花卉色んな物、農産物を保存しながら加工しながら、それを販売ルートに載せるという事がきっと農家の皆さんにとって有益なものになるだろうと信じておりますし、冒頭で申し上げましたように沼田町がそういう国の実験実証地として、地域指定を受けてそういうものの取り組みが出来るような、そういう地域に指定される事を願って今運動を強力に展開させて頂く。その事が地域の経済力の向上にも繋がりますし、農家の全体の所得にも繋がっていく。そうすれば、町全体の一つの、雪を一つのエネルギーとした大きな活力がそこに生まれてくるんでないか、そんな思いで今の自然エネルギーに対しては取り組んでいるところであります。

最終的に申し上げますと、その所得だとか、そういう補償の問題についてはこれは、私どもも常々申し上げますけども、1町でやれるものでありませんから、手を組んで全国の町村会とも、〜〜たあれでは全道の町村会の中でそういう努力を引き続きさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）今年の農業予算は2兆5千400億円だと、その内価格補償の部分は4300億円で、17%だと、総農業予算の中のね、それで約50%が1兆円を超えるのが公共事業に、農業予算の中にまわってると、さっき杉本議員が、この農業の公共事業費減らされたら困るような話してましたけれども、あの地元に、身近な公共事業はどんどんやってもらって良いんですけれども、諫早湾の干拓だとかですね、上砂川に行きますとループ橋というのがあるんですよ。20何億円だかかかってこういふふうに渦巻きの登っていくのをループだと言うのだそうです。

その山奥には、農家は何軒かあったらしいんです。そこに行くための道路をこういうコンクリでば一っと何たっているのだろうと思うような橋を作っているんですよ。で、山を削ってこう行くんでなくて、コンクリで固めてある。で、冬は危険だからって警察は通行止め。使い道にならない。そういう農業予算はやはり減らしたら、この1千億円の20分の1を減らせば、それを20分の1の部分で米の価格補償にすれば1俵全国平均で18,000円になるよという話をしているんですけれども、こういうふうになるのかどうか課長、その内計算しておいて下さい。

そういう事をやはり、農家の皆さんに知ってもらえばさ、無駄な事がどれだけやられているかという事を知ってもらってやはり、農家の人達、国も金無いからしょうがないだろうと思っているんですよ。だからそうじゃないんだという事で、ひとつPRしてもらい必要があるんじゃないかなと、そうすると農家の人もよしそれじゃ俺達も腰上げようかという事になるんでないかと思うんですけどね。そういう事

をひとつやって頂きたいなと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、次、ゴミ処理問題について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）バイオガス化、堆肥を作ってそれからガスを取って、何かをするというそういう計画が話されているのだそうです。ところが実際には家畜の糞尿からガス化というのはどんどん普及されてきているんだけど、生ゴミから出るというのはまだまだ試験段階だということです。それでそういうところは、それはちょっとどうなっているのかなという話、ひとつお聞かせ頂きたいのと、それから堆肥化すると言ってますけれども、堆肥化して実際に引き取り先があるのかどうかという問題をひとつ、そういうのも検討しているのかどうかちょっとお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）現在の広域の中でも、北ブロックの1市4町で今検討している訳でありますけれども、バイオガス化についてもですね、視野にいられて検討の対象にはしております。ただ、現在のところ厨芥ゴミ、堆肥の方向でという形で一応は進んでおりましたけれど、やっぱり心配されるのは各首長からの発言の中はですね、それが果たして堆肥化にしたけれども取引先が見込めるのかどうか、その辺を事務担当の課長会議で十分検討するよという事で、今現在検討中でありますので、そういう方向が出てまいりますと当然議会、委員会にもお諮りしてご意見もお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。

（教育長への質問）

○議長（吉田好宏議長）次にですね、教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。2番、野議員。沼田百話を副読本として活用する考えについて質問して下さい。

○2番（野 道夫議員）2番。教育問題、教育長にお伺い致します。沼田百話を副読本として活用してはどうかという事ですけれども、この副読本として今、沼田百話という事を申し上げましたけども、やはりこれからの子供さんに耐えるとか、我慢とか、苦勞とか、努力とか、言えば良いという問題では無く、やはり昔はこうした苦勞があったんだとそして今、沼田の今日。

というようなものを、私は、この中で町制を記念した時に町より、全町民及び関係者に贈られた「沼田物語」沼田にしか生まれない素晴らしい本であると、この本を沼田の学校の教育の副読本としてはと、私多くの方の提言を頂いております。色んな方からもお話聞いております。沼田百話にみられる隠れた物語、挿話こそエピソードですね、沼田町に育つ子供達に聞かせたい。それは多感な成長期、物事に感

じやすい子供、成長期の子供達に豊かな情操を育む健全な発達の一助になると思いますが、沼田の百話を学校副読本として活用する考えはございませんか。

私今日、この沼田の教育という本も読まさせてちょっと見ておったんですけども、この中身見ましたら、やはり色々な事を今後教育の中に入れていきたいなという事も書いておりますけれども、やはりこれからの事、そして今までの事というのは余り教育的な色々なものの中に出ておりません。新しければ良いという問題では無く、古きを知って新きものという事がこれからの教育に繋がるのではないか。この辺を、真剣にやっぱり考えていく必要があると思います。

私1番先に申し上げました、耐える、それから我慢とか苦勞とか努力という物が絶対今の子供達に欠けているのじゃないかと思います。こういった事が、忘れた大人になった場合どおなるか、これはやはりこれからの教育問題だと思います。これに対してお伺い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）今、野議員さんから言われたとおりでございます。ただですね、考えますとやはりその沼田の歴史を児童生徒に伝えていくという事は、大変大事な事でありますので、特に今いっておられました沼田の物語はですね非常に優しく表現されておりますので、是非ひとつ教材の一部として考えていきたい。そんな事で思っております。

それとですね、今一番学校で問題になっておりますのは、今後総合的な学習の時間をですね、どう取り組んでいくかというのが大きな課題となっている訳です。そういった中でも、今申し上げられましたこういった歴史本といいますか、沼田の物語をですね教材に入れていく事は大変大事な事だと、そのように思っておりますので今後十分学校長とも相談しながら考えていきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）次に、13番、絵内議員。IT講習の充実について質問して下さい。

○13番（絵内勝己議員）13番絵内です。IT講習の充実をという事で、教育長にお伺いをしたいと思います。IT講習は国が情報通信技術の革命の総意をすべく、国民がすべてがIT立国の形成を受講出来る、IT立国の形成を目指すためのひとつの講習という事で、今回国が予算化をされて、私達沼田町においても、本町においても13年度20人が5回の講習を計画しておりますが、これからの時代はやはりITの時代だと思います。

その事を考えると、本年だけではなく続けるべきだというふうに考えるのであります。という事に対しまして、平成14年度も国にそれぞれ助成を貰うべく要請をしていきそれぞれ取り組んでは如何かと思うんですけども、教育長の見解をお伺

い致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）まさに21世紀はインターネットの時代といわれていますので、教育委員会と致しましても色々な制度を活用しながらパソコン教室を継続していきたい。そのように考えておりますのでご理解をして頂きたいと思いますが、ただですね、国のこの制度は、このITの制度は13年度限りという事になっておりますので、しかし今国民全員がこのITをマスターするという国の方針がありますので、再度新年度につきましても要請していきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）13番。

○13番（絵内勝己議員）－再－ 教育長も前向きに、国の方にもそのような事をお伝えして進めていきたいという事ですので、そのようにお願いをしたい訳でありますけれども、今回私が質問させて頂きましたのは、本年は色々な関係上受講出来ないけれども、来年だったら受講したいという人もおられたものですから、それがたまたま今回、国の方の予算を頂いての今回のこの講習が平成13年度の予算において、17万何がしの5回分が計上されていたかと思うのでありますけれども、そんな事でのお願いをしたところであります。

それでちょっと確認だけさせて頂きたいんですけども、この20人が5回という事は、どういう事なんですか。1回続けて5日間受講できるという事なんですか。ということは、延べ人数で100人分が受講できるという事なのかその辺どうなんですか。20人が、5回だけで終わりなんですか。それとも20人が毎回5回とも5日間ずつびっしり受講できて、延べ人数で100人受講できるということなんですか、その辺どうなんですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）まあ、延べ人数が100人という事です。ですから、ここにチラシがちょっと入っているかと思うんですが、1回はですね、第1回が5月の21日から5月の25日までの5日間なんですね。この対象者が20名。ですから、初めて受ける人は1回しかうけられない。5日間でメールが送れるまでのマスターは出来るという内容でありますから、新しく延べにしまして、町民の方が100名の方が受けれる受講できると、こういう内容でございます。

○議長（吉田好宏議長）13番よろしいですか。それでは次に、7番橋場議員。教育三法改定について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）子供が荒れる原因というか、それはやはり学校で勉強するのが面白くないという事なんです。これ私は学校の先生見ててもね、今までの日本の教育がとにかく競争、競争で、人の事は考えてられない。ようするに就職活動のために勉強しているような格好なんですよ。親もそういう感覚だし、何しろほれ、

私の子供であれば、お前勉強しなかったら父さんみたいに土方、土方は悪い事じゃないんだけどね。それ自分の仕事をね、卑下して子供に父さんみたいになるとかさ、母親がね。それで勉強する事が、知識を磨いて人の為に役立つという所にいていないんです。ようするに相手を踏みつけてでも自分が良い学校というね、こういう勉強の教育の仕組みがね、今のような子供達の荒れを作ったのではないかと思うのです。

学校の先生の中にでも、悪いけれども自分の住んでいる所のね、夏になるとこんな道しかついてないんですよ。草ぼうぼうになって、で、あれ人いるのかなと思って電気のメーターを見ると回っているから居るんですよ。結局先生までもそういうふうに育ててる。教育が作ってしまったんですよ。

今度の三法の改悪の中身を見ると、一層それを助長する中身なんですよ。例えば高校の通学規制の廃止ということで、これは広島県だとか愛知県だとかでやって、全県ひとつにしてしまったものだから、高校に進学するのにどこの学校選ぶかと言ったら、100あったら100の学校対象にしなけりゃなりませんね全生徒が、そうすると、学校そのものにランクが付いていて結局もう、そこで生徒の何て言うか、俺が一番下のランクの学校しか受けれない。そういう感情を生ませるような状況。これは出来ていくのじゃないかと思うのです。

それから、指導力不足の教員こういう人は本人の同意無しに免職すると言うのです。そうすると、これは校長なり教育委員会なりに、本当に反抗的な事は一切出来ない、管理職に対してはもう物も言えないというのは、そういう管理体制がひどくなっていくのではないかと思うのです。

それから、指導力不足の教員こういう人は本人の同意無しに免職すると言うのです。そうすると、これは校長なり教育委員会なりに、本当に反抗的な事は一切出来ない、管理職に対してはもう物も言えないというのは、そういう管理体制がひどくなっていくのではないかと思うのです。教育委員会の構成の適正化、会議の公開というのはいいのかも、その中身ちょっと詳しく分かりませんが、それから学校教育における社会奉仕、この体験活動もこれは義務化されたりね、奉仕活動が義務化されるような事があると。

それからちょっと子供が暴力を振るったり、器物を破損したりなんかしたらもう、法制的に出席停止の措置をとることを法制化してしまうというような事があるんですね。そうすると、学校としては一番楽な事なんですよ。その子供何故そういうふうになったのかという原因を何もつきとめる必要ない訳ですから、あああれは駄目だからって、登校停止にすればいい訳ですよ。これでは本当に学校教育、子供たちを育てるという所からかけ離れて行ってしまいうんじゃないだろうかっていうふうな事を考えます。

それから、市町村教育委員会の事務として、家庭教育の学習の機会の提供だとか、社会奉仕体験活動の機会の提供などを仕事としてやらなきゃならない、だけど1軒、1軒の家庭のね、家庭教育の中身がみんなそれぞれ違う訳ですから、例えばこういう親いるんですね。学校が全てでないから、いじめられて登校拒否みたいに行けなくなったら、お前行かなくてもいいと、行きたくなるまで家に居なさいというような実際に学校にびっちり行っててもとんでもない事するやつもいる訳ですから、それぞれ方針が違うわけですね。そうすると、一律的に教育委員会がそこまで家庭に入っていってやるなんていう事は、ちょっと越権行為な感じもする訳です。こういうのがあると。

それでね、こういうふうに色々考えてきますと1998年の6月に国連の子供権利委員会が日本国政府へ勧告をしたんですね、学校教育児童の権利について、その中で日本の国における、まあ貴国におけるね、高度に競争的な教育制度及びそれが子供の身体的及び精神的健康に与えている否定的な影響に鑑み、過度なストレス及び不登校、登校拒否を防止しかつこれと闘うための適切な処置をとるように勧告するという。この勧告は、全く無視され、益々ね無視される方向に行くんじゃないかなというふうに感じている訳なんですけども、ここで、闘争、闘うというのは、闘うという言葉がいやな人いるのでね説明しておきますけど、戦争の戦という字を書いて戦うんですよね。そうじゃなくて、思想闘争だとかそういう事の闘うの勧告の闘うはそっちの方の勧告です。あの字です。

私はそうやって考えるんですけど、教育長の考えをお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）この教育改革というのは非常にまあ、私にとっては難しい事でして、ただですね、この教育三法が出たという基本ですね、これは橋場議員さんも十分ご存知の事ですが、その教育改革国民会議の報告を受けてですね、その時代に即応した教育改革。これをしなきゃいけないというのが、まず原点に私はなっていると思っております。まあそういった事で、その内容を今橋場議員さんがそれぞれのサンプルの中の一部を言われたのですが、その内容の受け取り方によってそれぞれまた違ってくると思いますので、その橋場議員さんが言われるような僕は心配はないのではないのではないかと私はそう理解しているつもりでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）実際にはそういうふうに変な事になっていくだろうと思うのですが、これ実はこの三法には民主党は初め、野党の協議の中で反対の立場だったんですよね。それが小泉内閣の聖域なき改革に押されてしまって、賛成にまわってしまったんですよ。これは大変な事なんですけど、私はやはり国連の児童の子供の権利委員会が出している勧告というのが本当に的を得ていると思うので

す。それらが、やはりこの改革によって益々おかしい方向に、競争主義、管理主義を益々進めて、子供のやる気をなくしてしまう。勉強しようとする気持ちをなくしてしまうような感じがしています。

それで、これ日経連かなそれが今、国に対して要求しているのは、労働基準法なんかの改訂を要求しているんですよ。それは、ずっと自分が退職したいというまで続けて雇用契約を結ぶという事を無くしてくれと言っているんですよ。ようするに、この会社にとって大事な必要な基幹的な人だけは永久にというかずっと最後まで雇用契約結ぶけど、あと別なそんな雑多な人たちは、3年とかに切って雇用計画を結ぶようなそういう法律を作れと要求しているんですよ。で、それとこの教育の改革と一致しているんですよ。

ようするに、外れていく者はどんどん外れて良いと、それに言ってなかったけど飛び入学あるでしょう。高校2年生が大学に行っている。結局、死ぬまで退職するというまで、きちっとした長い年月の雇用を結ぶ人達だけ、どんどん飛び入学で行って優秀な人だけ育ててもらえば良いと、後は3年と今言いきっているんですけど、まだまだ短くていずれパートみたいな格好にしたいというのが、財界の意向なんです。それと、この教育方針とは全く合致するんですね。私たちは、あのこれはね私達の立場に立っている学者の人たちが、今までの教育改革というのは全部そういう財界の要望に沿った方法で変えられてきたという見方をしているんですよ。

ですから私はこれは大変だなと、まあ教育長がそういう見解であればそれでいいです。終わります。

それから、歴史教科書ね。これもやっぱり同じ、全くそのね、外国にその媚びへつらう事はないんだと言って、南京で何十万も殺したというのは、そんなものは嘘だとか言って史実に全く無視したやり方で、侵略戦争を肯定するような内容になっているんですけども、こういうのもやっぱり一箇所だけ採択した学校があるんですよ。私はやはりこれはね、採択すべきではないというふうに思うんですけども、まあそれは教育長の一存では出来ないんだろうけど、どんな雰囲気ですか。教育委員会の中。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）まああの、一部の教科書を作っている会社の事であろうと思うのですが、これから教科書選定委員によってそれぞれ出てきています教科書をひとつひとつですね専門的な立場から調査研究してまいりますのでその中で採択されていくと思っています。

○議長（吉田好宏議長）はいよろしいですか。次に8番。大沼議員。教育現場の安全確保について、質問して下さい。

○8番（大沼恒雄議員）はい、8番大沼です。教育現場の安全確保という事につい

て、お尋ねいたします。今回6月8日におきました、大阪池田小学校の児童殺傷事件と非常に痛ましい事件がありました。質問に入る前に、亡くなられた児童に心からご冥福をお祈りしたいと、このように感じる訳でございますけども。

さて、この大阪児童の殺傷事件、8人死亡して15人が重症まあ怪我を負ったと、この事を受けまして本町における教育現場の安全対策、それから子供たちの安全確保についてどのようになっているのか、また今後どのように考えるかという事をお尋ねしたいんですが、先ほど「沼田の教育」これをパラパラと見さしてもらっているんですけども、この教育目標これを見るとね、非常に何かせつない思いが込み上げてくるんですね。こういったものは、安全があって初めて謳っていけるものなのかなと感じます。それでまあ、そのところで今教育長が現在どういうふうに思って今後どのように考えていくのかという事をひとつお尋ねします。

それから今回容疑者が、精神障害者でないかという報道がずっとありまして、ただ調べを進めるにつれて確信犯だよと、精神障害者を偽っているという考え方がだんだんだんだん出てきた訳ですけども、その一般的に容疑者がですよ精神安定剤を常用して精神安定剤依存症、若しくは精神分裂症と診断されていると、そうすると精神障害者への偏見、これ助長が懸念されるという事になってくるんですけども、この点をどのように考えているのか。

それから今回の事件においてですね、容疑者に犯罪歴があるという事から、触法成人障害者のこの処遇について、これをきちっと処遇しておればこういう問題が起きなかったのではないかと、そういった事も言われている訳ですけども、これは教育長の立場から町長の立場からこれは今度、触法精神障害者の事につきましては色々例えば保安処分との関係とか、案件ですか、そういったものが出てきていますので、これはちょっと町長後でもいいんですけども答えられたらこの辺の考え方を教育長、町長どういうふうに考えてどうあうべきかという事をお尋ねしたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）本当に今回の事件は大変痛ましい事件でして、被害に遭われたご家族には本当になんといいますか、容疑者に対しまして憤りを感じておる訳でございますが、本当に亡くなられた方にはご冥福をお祈りしたいところでございます。ただ、今、基本的には学校はよく新聞にも出ておりますけれども、学校は本当に安全な場所という、誰もがこういう事になるとは思っていない訳でして、そのアメリカの教育社会の中では、あそこはご承知のとおりピストルの国ですから、本当にいつどういう事があるか分からないという事で、その辺の管理は徹底されているようですが、たまたま日本についてはそういうピストル社会でないという事もありまして、非常に開放的、まあ都会行けば一部それぞれ学校に

フェンスを張っている所もあるようですが、一般的にはまあ開放されているというのが実態であると思います。そういったことから、こういった惨事が起きたしまったという事でございます。

そこで、早速この事件の発生ありました6月の8日の日に、局から問合せがございましたので教育委員会といたしましては、早速すぐその日に各学校に指示を致しまして、その指示の内容に致しましては施設の整備管理、それから学校の今後の対策についての指示をした訳でございます。それにつきましては早速、次の日の9日の日、土曜日だったんですが出てまいりましたので即、局の方に送っております。

その後、臨時ですが、教育委員会を開催しまして、この対策について確認しております。更に、学校長に再度学校長会議を開きまして、具体的な取り組みについて色々検討させて頂いております。その縷々具体的な項目につきましては、相当な頁になりますので省略しますが、もしどうしても一部その対策について説明が必要とあれば、後程説明したいと思います。

それから2番目の、障害者への偏見助長が懸念されるという非常に難しいといひますか、対応をですね。これは個人の人権に係る事ですので、こういった宅間容疑者という方が、偽装した精神障害、これによって大変な、医療を受けながら一生懸命努力している方に迷惑をかけているというのが実態ではないかと思ひます。

まあ、教育長としてはどう考えるかと言われても、非常に難しい訳ですが、やはり人権を尊重していかなければならない。これはやはり、町全体で協力していかなければならない問題ではないかなと思ひております。

それから三つ目の、触法精神障害者というのは、これは辞典を調べてみますと刑事上の責任を負わない者が触法精神障害者と言っている訳でござひますが、この処遇についてはどうかという事で、これもまあ大変難しい訳ですが、まあ正当な医療行為を受けていながらそういうような診断を出した医療機関、これに一番問題があるのではないかなという感じが致します。今回の取調べは、進んでいくにしたがってこの偽装の卑劣な犯罪、こういう事を見逃してきた司法といひますか、或は医療機関といひますか、こうった事に大きな欠点があるという事が新聞でも報道されておりますし、今後こういった事に国も早急に対策を講じてくれるんでないかなと期待しているところでござひます。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員） - 再 - 具体策は色々講じられたようですね、それでかなり予算の伴うものもあったのですか、それとも今後、これからすぐ例えば、沼田町は独自でこういう対策を考えていくという、ちょっと出たものがあったら後程でも教えて頂きたいと思ひます。これは道教委の方からの安全確保と、そういった通達の項目に沿って一応管理チェックしたという事ですか。後でお答え願ひます。

2番目の精神障害者、これは一般のと言ったらいいいのか、触法制精神障害者以外の精神障害者というのが、今の学校と同じで精神病院も開かれた精神病院という考え方があるんですよ、今日たまたま本別町の一般質問で、教育長が警察と医療機関とやり取りがあって情報の交換をするなんていう話もありましたけども、そのたまたま今精神病院というのは、心のケアで通っている精神病患者の人も一杯いるんですよ。そういった人達の偏見助長が困るという事で、勘違いしないで下さい。

今回たまたま問題になった触法精神障害者というのは、ちょっと教育長言われたの僕が聞き違いしたのかもしれませんが、学校自体が開かれていると今言って、特別その進入事件がないかという、平成10年は962件全国で起きているんですよ。それから平成11年には、1,042件、それから平成12年には1,355件。その内、去年は9件の殺人事件が起きているんです。だからこれ決して対岸の火事ではないんです。だから、みんなが子供達の将来を考えて心配をするという事は、子供に心配する心を配ってね、そしてこういった理念があって本当に子供を守ってやらないとならないという立場で考えて頂ければ、この対策というのは具体策というのはもっともっと進んでいくのでないかなと、開かれた学校と、ひとつでは安全管理というちょっと反面する部分があるとは思いますが、その辺は教育長が現場サイドで、子供を守る立場という事で教育長が一生懸命頑張ってこれからも考えていって頂きたいなと感じます。

それから触法精神障害者という事は、これは刑法の第39条だそうです。犯行時の心身喪失を認められたものは刑事罰を問わないという事になっているんです。その後の処遇として、先ほど教育長言われたように普通は措置入院だそうです。ところが、問題点というのがあるんですけども、退院時期については司法の当局は関与する事が無いと。あくまで入院先の病院の判断に委ねられているという事なんです。それで、医者判断はどうだということ措置入院は3ヵ月以上入っていないと、治療の効果が期待できませんよとなっています。だけど、これ町長後からちょっとお尋ねしたいんですけど、医療保険の点数は精神病院の乱暴な患者さんも、一般の患者さんも点数は診療報酬は同じだそうです。だから結局、乱暴な患者さんは早く出て行ってもらわなきゃならないという事で、今回も39日間ですか、で出しちゃったという事なんです。

それと先ほどちょっとお尋ねしたいんですが、保安処分の導入論という事でこれ町長ご存知ですか。昔からあったらしいんですけど今の人権上の問題として、見送られてきたという事なんですけども、触法精神障害者が再び禁固形以上の犯罪を犯す可能性ありと判断された場合、身柄を拘束して強制入院させる事ができるという法案だそうです。これを今また、国会なんかが出そうとしているらしいんですけども、私は触法精神障害者の再犯を防止するとか、防止をするという事は、一般的に

今言う精神病院に入れて措置入院だけの経過じゃ駄目だと思ってます。

そこで町長お尋ねしますけども、精神障害者の処遇ですね、これ医療機関に任せないで司法的な判断も反映させる中で、診療報酬の見直しもすると、それから当該期間、当該病院の受け入れ、これ病院だけでなくて病院とその一種の刑務所というのか受刑所というのか、そういった中間の施設を造って行って、触法精神障害者から国民を守る、町民を守るという考え方が必要だと思うんです。これは町長は市町村例えば議会というのですか、国に訴えていくべきではないかと私は思うんですけど、その辺町長がどう思っているかお尋ねしたいと思います。

それと、教育委員会の方では今の子供の立場を守るという事は教育長、今一生懸命やられているようですけども、例えば防犯ブザーだとか、カメラの設置ですとか、簡単にもし出来るようなもののハードがあるのであれば、これは町長の方の中で、予算を組んでやったらどうだという事をお尋ねしたいと思うんですけども如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）まず、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）開かれた学校づくりという言葉を念頭におきまして、教育委員会としてその中で具体的に確認をしたところでございまして、その中で、まあ一番大事な事は地域と学校とが一体化して連絡協調を取らなければ、こういう事件はまず防げないだろうと、学校ばかり任せてもこれは難しいという事でありまして、教育委員会はそういう事に視点を置きまして地域に協力して頂く。

それでその時でした話の中で早急に対策しなきゃならない事は、子供の通学路の中において緊急避難場所、一般的に言っている子供110番の家という事の看板を建てるといような事を早急にやってはどうだろうか。これも経費がかかりますので、後程理事者と相談しなきゃならないと思っておりますが、これについての協力要請を文書をもってまず町内、市街地区の商店街の皆さん、それから事業所、コンビニこういう所にまず要請してはどうだろうかという事でございます。これは早急に取り進めて参りたいと思っております。

それから、登校・下校時の、これも警察の方をお願いをしておりますが、巡回ですね。これをできるだけひとつ協力して頂きたい。まあ警察署長さんもよく相談したいという事ですので、今後つめてまいりたいと思っております。

それと、こうゆう事を全町的に周知するために、関係団体の代表者会議。青少協だとか、防犯だとか安協だとか、そういった方々の代表者の方々に集まって頂いて、周知して町民に徹底していきたい。こんな事が主な事でございます。

それと、非常に触法精神障害者の処遇といいますか、これ本当に非常に難しい対応でありまして、この教育委員会として正直なところこの手立てについてはっておりません。これは本当に、司法と医療の中で専門的な検知から検討してもらわな

ければならないと思っているところでございますので、補足的にはまた町長の方から話あると思いますがそんな事でございます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今、教育長答弁ありまして非常に難しい問題で、あまりお話をしたくないなという感じでありますけども、何か先ほど頂いたあれでは、やっ
と厚生労働省と法務省が歩み寄って協議に入るという事がなされたというような事
で、FAXを頂いた訳でありますけども、まさにお互いがやはり非常に難しい問題
なので逃げようとしたのかな、そんな感じしておりますけども、いずれにしましても
そういう不幸な事態を招く事が、早く解決をしなければならないというのが国民の
皆さんのご承知のとおりだと思いますけれども、これは道新の社説だと思いますけ
ども出ておりますように、やはり日本の精神医療の中で一番触法精神障害者に対す
る取り扱いといいますか、こういうものが貧困だったと書かれておりまして、ここ
でもやはり裁判の検察官の方の側からもやはり、早く手を離したいし、それから二
つ目は入院して治療していても退院した後のフォローが出来ていない。そういう所
が問題だったんだというふうに書かれて、まさに司法と医療の複雑な点だろうと思
うんでありますけども、現在の所はですね、そういう治療と更正するための特殊な
施設といいますか、そういう表現が良いのかどうか分かりませんが、更正施設
といいますか、そういうものがやはり必要なんではないかなという論議が一番出て
るんでないかというふうに、仮称で出ていましたけども特定精神病院というような、
これは仮称ですけどもそのような名称も言われているようでありますがそういう中
で論議がなされております。

それから、今大沼議員さんおっしゃったように単に医療だけでなく、司法の分
野がかかわってそういう判断をすべきだという論議もありますので、これは申し上げ
ました法務省と厚生労働省でそれぞれ協議が始まるようでありますから、その推
移を見ながらですね、また私どもとして方向がどうなのかなという点がありました
ら、また自分なりに意見もまた町村会等にも申し上げて話題にさせていただければ
と思っております。

いずれにしましても、何らかの対応・措置をしなければちょっと異常な状況なの
かなと思っておりますけれども、新聞見ましても諸外国では、退院した後のケアと
いいますかフォローといいますか、こういうものが十分なされているというのが犯
罪につながらない。日本の場合はさっき言いましたように退院した後のフォローが
無い。離されてしまう。まあ、医療費の問題が直接そういう原因かどうかというの
は、私も分かりませんが、そういう退院するときの判定といいますか、そうい
うものも必要だけでも、出た後のフォローですね。こういうものがきちとなされ
ないと地域全体の安心、不安感というのは除けられないのではないかと思いますので

機会あれば私もそういう観点からそういう発言をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）ありがとうございます。精神障害者の再犯率というのは、触法精神障害者の場合は再犯確立が非常に高いそうです。ただ、一般の犯罪の起こす犯罪率から比べると、精神障害者の犯罪率は非常に少ないそうです。ただ、僕等がちょっと心配するのは、こうやって精神障害者を装ったような犯人が、こういう事件をおこすと、もしかしたら隠れたまだ精神病院にも行っていない、なんというか愉快犯と言ったらいいいのか、そういった人達がまたこういう犯罪を起こしかねないよという心配はついて回る訳ですよ、だから当たり前の形の中でやっていくとしたら、今町長が言われたように特定精神病院というんですか、こういった施設の確立ですとか、医者診療報酬の点数ですとか、そういったものをきちっと確立して、これは町村会で本当に、まあ町長言わずらいいかも知れないんですけども、地域の子供達、地域の子供達でなくても、子供達を学校教育の現場から守るという意味でどんどんどん声を出して頂ければと思います。そんな事を申し上げまして終わります。

○議長（吉田好宏議長）以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了致します。

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）日程第6、委員会報告第1号、議案第31号「沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について」、議案第32号「沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について」、議案第33号「沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について」、議案第34号「沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について」の4件を議題と致します。

本件について、水道料金等審査特別委員会、山木委員長の報告を求めます。

（山木委員長 登壇）

○委員長（山木一男委員長）それでは、水道料金等審査特別委員会付託の審査結果について、平成13年第1回沼田町議会定例会において、本委員会に付託された案件について審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告を致します。ただ今議題となりました、議案第31号「沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について」外3件についての審査を致しました。概要と結果について一括してご報告申し上げます。

本件は、第1回町議会定例会において、当委員会に付託され、3月16日、4月3日、4月25日、及び6月14日に建設課長、技術長等の出席を求め、審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、次の意見を付して原案可決すべき。そのように決定を致しましたので意見を朗読致します。

(以下、別紙意見書を朗読)

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田好宏議長）これより付託されておりました、議案第 31 号「沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について」外 3 件の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7 番。

○7 番（橋場 守議員）私は空気と水は日本中どこにいても同じ条件で、接種出来るようにするべきだという考え方を持っています。都会において、空気が汚れた場合、裁判において企業の責任や国の責任が問われている訳でありまして、やはりそういう所では綺麗な空気を吸う権利を主張しておりますし、私は沼田においてこの水道料金も水に対してもやはり国がきちとした措置をとるべきだと思っております。ここに掲げられているように、意見の中にあるように国に対してもっと強く要望しなさいというような事があるように、これは当然の事であります。

それで、この水道料金と下水道料金を値上げするにあたって必要な財源というのは本当に全体から見ると僅かな金額なんです。今までよりも持ち出さなければならぬ額というのは僅かな額であります。20 億円以上の色んな基金を積みたてている我が町においてはですね、それぐらいの支出は全く、それ程負担にならないで支出できると私は思っています。

特に水の場合はやっぱり生活に欠かせない問題ですから、社会福祉に繋がる問題でやはり、値上げをするのは間違いであるという立場で、この委員会の値上げを認めた報告に反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）ほかにありませんか。はい、12 番。

○12 番（吉田俊一議員）7 番議員の発言は、意見でなくて反対だという事でございますので、私はですねこの件についてははっきり言えば皆さん方が 10 年前に既に平成の 13 年か 4 年ころには当然こうなりますよという事を想定して、10 年前に審議した訳です。その結果、今日を迎えた訳でございますので、この件について私も数軒お聞きしました。値上げされる事は不本意ながら、やはり町の財政を考えたり私達が本当に、捻ると出る楽な水を使わせて頂いております。合併槽に致しましても下水道に致しましても、大変喜んでいるので値上げする事については 10 年間本当に安く使わせていただきました。この際上げる事については、不本意ながらも賛成する事にいた仕方ないであろうなという事で、住民の私と数軒の内容を聞き

まして、安堵しておった訳でございます。その意味を持ちまして、この原案につきましては私は賛成を致したいと思っておりますので、よろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）その他、ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）異議なしと認めます。以上で討論を終結致します。これより採決致します。

初めに、議案第３１号を採決致します。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数により、議案第３１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３２号を採決致します。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数、よって議案第３２号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号を採決致します。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数、よって議案第３３号は、委員長の報告のとおり可決されました。

先ほど、議題宣告の中で、議案第３４号について間違いがありました。ここで訂正させて頂きます、議案第３４号「沼田町簡易給水条例の一部を改正する条例について」とさせて頂きます。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数、よって議案第３４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（延 会 宣 言）

○議長（吉田好宏議長）お諮りします。本日の会議は、これで延会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会するこ

とに決しました。本日は大変ご苦勞様でした。

1 6 時 4 8 分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員